東吾妻町
子ども･子育て支援事業計画（第３期）

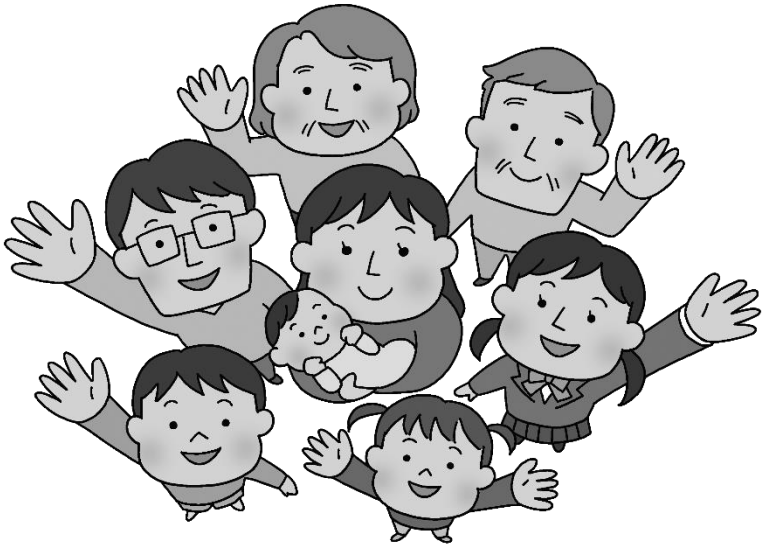

令和７年　３月

東吾妻町

はじめに

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本として、「子ども・子育て支援事業計画」は各自治体が定めるものとされています。

この度、令和７年度から令和 11 年度の５年間の計画として、「東吾妻町子ども・子育て支援事業計画（第３期）」を策定する運びとなりました。

令和２年度からの「子ども・子育て支援事業計画（第２期）」は、令和元年の年末に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的に拡がりをみせる中で始まり、「人と人との距離」を取る日常が続きました。３年ほど続いたこの時間は、核家族化や地域ネットワークの希薄化を助長し、妊産婦の方や子育て世帯の保護者の持つ孤立感や不安感をさらに募らせるものでした。

子ども・子育て支援法を始めとした関係法令等では、「家庭が子育ての原点」であるとの基本認識が示されていますが、社会や環境がめまぐるしく変化する中、妊産婦の方や子育てを行う世帯からの不安の声の高まりもあり、「家庭への支援」の充実がさらに重要となっております。

令和６年度の子ども・子育て支援法改正において、今までの「子ども」への支援はもとより、新たに「地域子ども・子育て支援事業」として、妊産婦の方や子育て世帯への支援に関する事業も盛り込まれました。従来から引き続き推進する事業はもとより、第３期計画に盛り込まれた新規事業等への取り組みも進めてまいります。

結びに、本計画策定にあたり、令和６年５月に実施しました、子育てに関するニーズ調査に御協力をいただいた保護者の皆様を始め、「東吾妻町子ども・子育て会議」において慎重な審議をいただいた委員の皆様ほか、本計画策定に向け多くの皆様に御協力いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

令和７年３月

東吾妻町長　中澤恒喜

目 次

第1章　計画の策定にあたって 1
1　計画策定の背景と趣旨 1
2　計画の位置づけ 2
3　計画の期間 3
4　計画の策定体制 3
5　子ども・子育て支援を推進する計画策定の視点 4
第2章　本町の子ども・子育てを取り巻く現状 5
1　統計データからみる本町の現状 5
2　アンケート調査からみる本町の現状 10
3　第2期計画の取り組み状況 22
4　計画策定に向けた課題のまとめ 25
第3章　計画の基本的な考え方 27
1　計画の基本理念 27
2　基本的な視点 28
3　計画の基本目標 29
4　施策体系 30
第4章　施策の展開 31
基本目標１　子育てをまち全体で支える体制をつくる 31
基本目標２　安心して子どもを産み育てられるまちをつくる 44
基本目標３　子育てしやすい生活環境があるまちをつくる 59
第5章　子ども・子育て支援事業の展開 63
1　第3期計画期間中の 18 歳未満の推計人口 63
2　教育・保育の提供区域の設定 64
3　教育・保育事業の量の見込みと確保方策 64
4　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 67
第6章　計画の推進に向けて 77
1　計画の周知 77
2　計画の推進体制 77
3　計画の進行管理 77
資料編 78
1　東吾妻町子ども・子育て会議条例 78
2　子ども・子育て会議委員名簿 80
3　策定の経緯 81

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では近年、出生数の減少が予測を上回る速度で進行し、人口減少が急速に進んでいます。令和５年の出生数では 72 万 7,277 人と統計開始以来最少の数字となり、合計特殊出生率も 1.20 と過去最低となりました。また、急速な少子化により、労働力人口の減少をはじめ、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増しています。

国においては、平成 24 年に成立した「子ども・子育て関連３法※」に基づき、幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年から始まりました。その後、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」の実施や、子どもの貧困対策の推進、令和元年からは３歳から５歳児クラス及び住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスにおける「幼児教育・保育の無償化」の実施等、総合的な少子化対策が講じられてきました。

さらに、令和５年から「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定等、常に子どもの目線で国や社会がどうすれば良いかを考え支えることで、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。また、令和６年度に「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

このような状況の中、本町においても、平成 27 年に「子ども・子育て支援事業計画～子育てはみんなで～」（第 1 期）を、令和２年に「東吾妻町子ども・子育て支援事業計画（第２期）」を策定し、子ども・子育てに関する総合的な取り組みを進めてきましたが、この計画の期間満了に伴い、本町の子ども・子育てを取り巻く現状や計画の進捗状況等を確認・検証し、子ども・子育て支援に向けた総合的な取り組みをさらに推進するため、「東吾妻町子ども・子育て支援事業計画（第３期）」を新しく策定しました。

※子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指します。

２　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、本町における子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法の令和６年の改正により、法律の有効期限が令和 17 年３月 31 日まで延長されたことを受け、次世代育成支援行動計画を包含し、一体的に策定しています。

本計画においては、町の最上位計画である「東吾妻町第２次総合計画」とともに、福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」や子ども・子育てに関する関連計画との整合、連携を図ります。

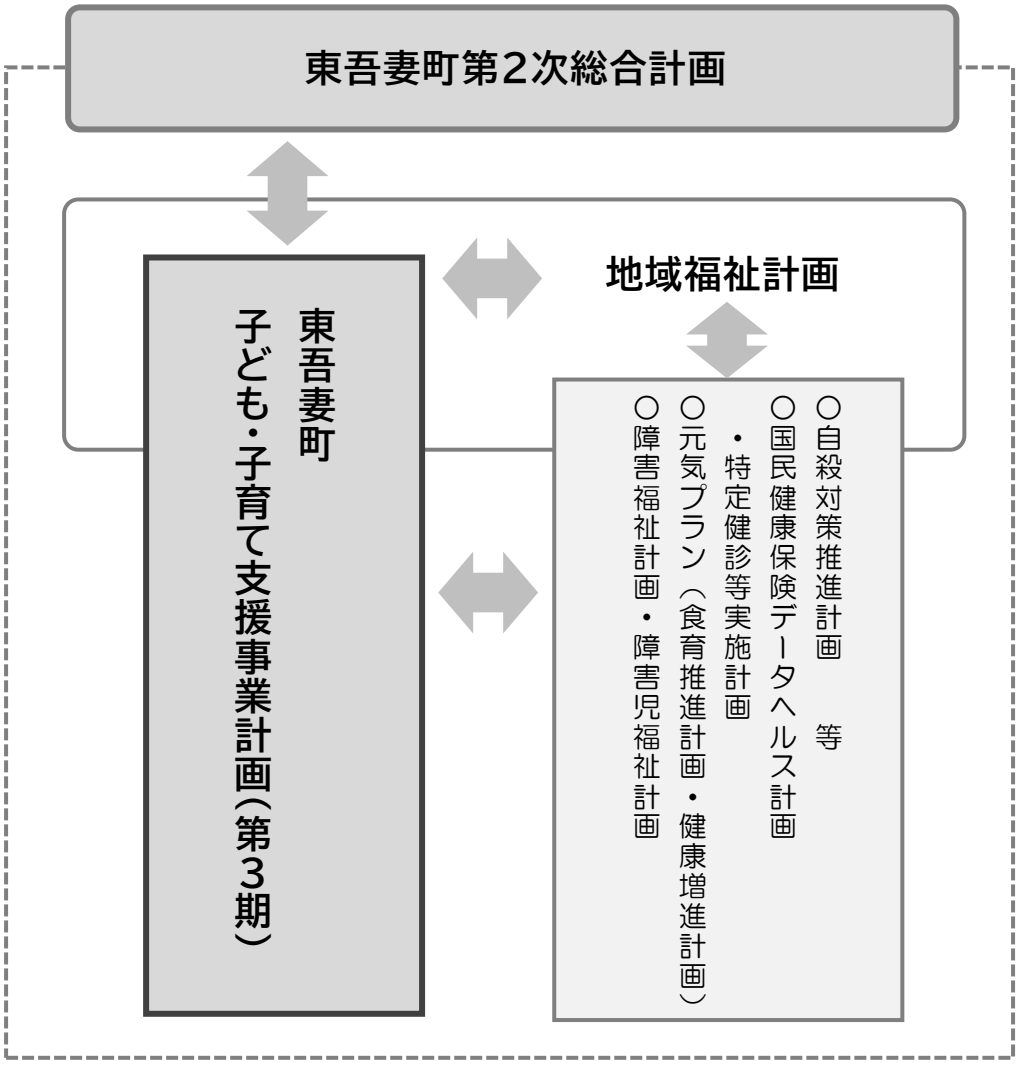

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。
なお、国や県、本町の計画の動向及び社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

4 計画の策定体制

(1)ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては、保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握するとともに、子育て世帯のご要望・意見等を把握することを目的にしたニーズ調査（子ども・子育てに関するニーズ調査）を実施しました。

(2)策定委員会の開催

本計画の策定に向け、子どもの保護者や学識経験者、子育て関連団体・機関等で構成される「東吾妻町子ども・子育て会議」において、計画内容についての審議を行い、その意見を反映しました。

(3)パブリックコメントの実施

事前に計画案を発表し、計画を周知するとともに、広く住民から意見を募り、その結果を反映させるパブリックコメントを実施しました。

５ 子ども･子育て支援を推進する計画策定の視点

平成２７年９月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、人々が地球環境や気候変動に配慮しながら持続可能な暮らしをするために取り組むべき世界共通の行動目標として「SDGｓ（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標）」が掲げられました。

本計画においても、全 17 の目標のうち、特に関係性の深い目標として、次のような目標を挙げ、本計画が取り組むゴールとします。

▼本計画に関連するＳＤＧｓのゴール

	目標１：貧困をなくそう
	目標２：飢餓をゼロ
	目標３：全ての人に健康と福祉を
	目標４：質の高い教育をみんなに
	目標５：ジェンダー平等を実現しよう
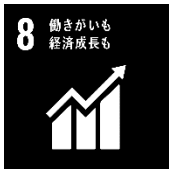	**目標８：働きがいも経済成長も**
	目標 16：平和と公正をすべての人に

第2章　本町の子ども・子育てを取り巻く現状

1　統計データからみる本町の現状

(1)総人口と年齢区分別人口の推移

総人口の推移をみると減少しており、令和６年では 12,236 人となっています。

年齢区分別人口の推移をみると、０～14 歳（年少人口）をはじめ、15～64 歳（生産年齢人口）、65 歳以上（高齢者人口）がいずれも令和４年以降減少しています。

また、年齢区分別人口の割合の推移をみると、65 歳以上の高齢化率が上昇する一方、０～14 歳人口（年少人口）の構成比は減少しており、令和５年時点の国と県の構成比と比較すると、国と県の水準より低くなっています。

■総人口と年齢区分別人口の推移

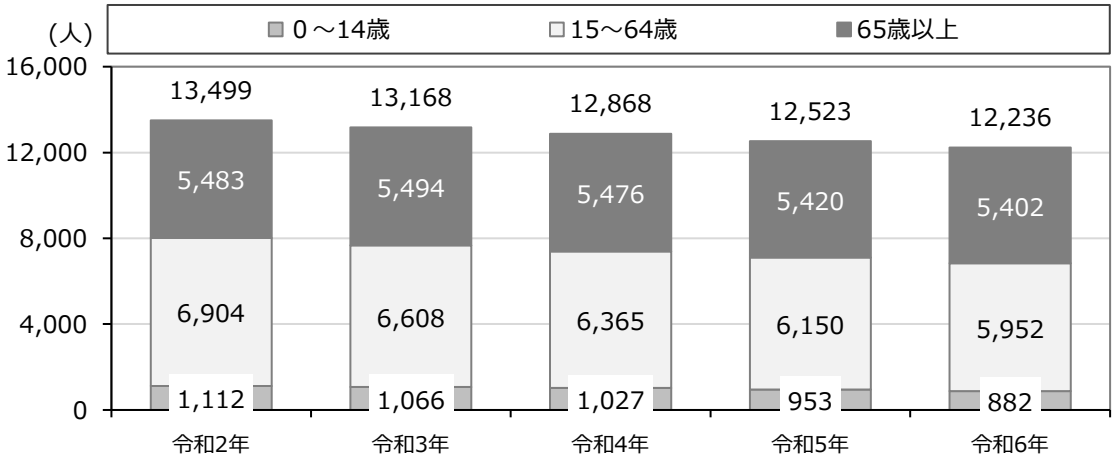

■年齢区分別人口の割合の推移

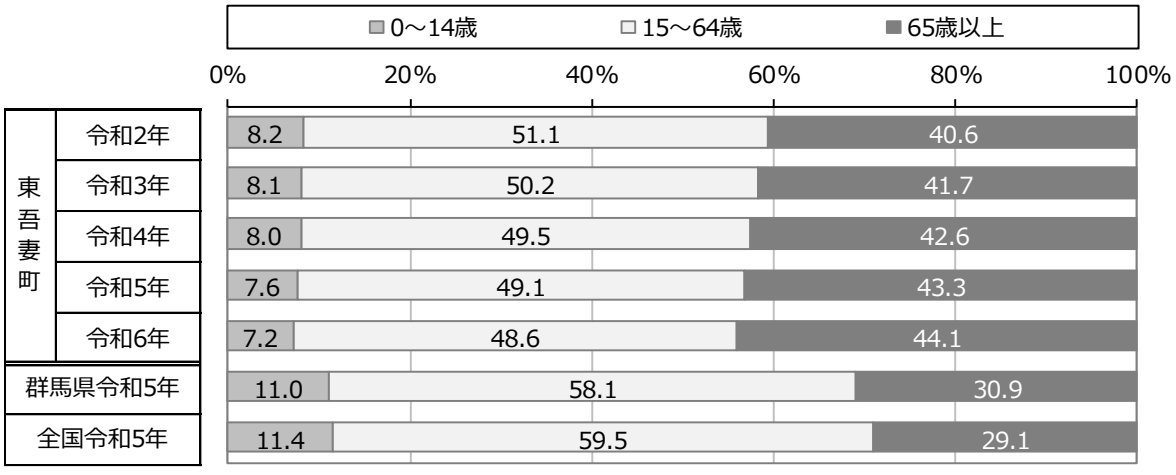

資料：町の人口は、住民基本台帳（各年3月末）
国と県の人口は、総務省統計局人口推計（令和5年 10 月1日／令和6年4月公表）

(2)18 歳未満人口と年齢区分別人口の推移

18 歳未満の総人口の推移をみると減少しており、令和６年では 1,155 人となっています。

また、年齢区分別人口の推移をみるといずれも減少しており、令和６年では 0～5 歳が 236 人、6～11 歳が 398 人、12～17 歳が 521 人となっています。

■18 歳未満人口と年齢区分別人口の推移

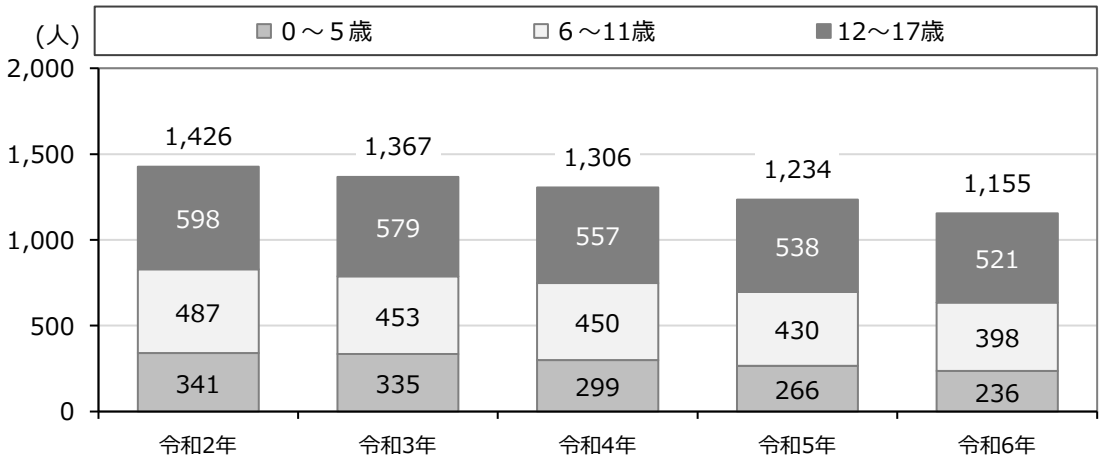

資料：住民基本台帳（各年3月末）

(3)出生数の推移

出生数の推移をみると、令和２年をピークに減少しており、令和４年では 25 人（令和２年比 25 人減）と少子化が進行している状況がうかがえます。

■出生数の推移

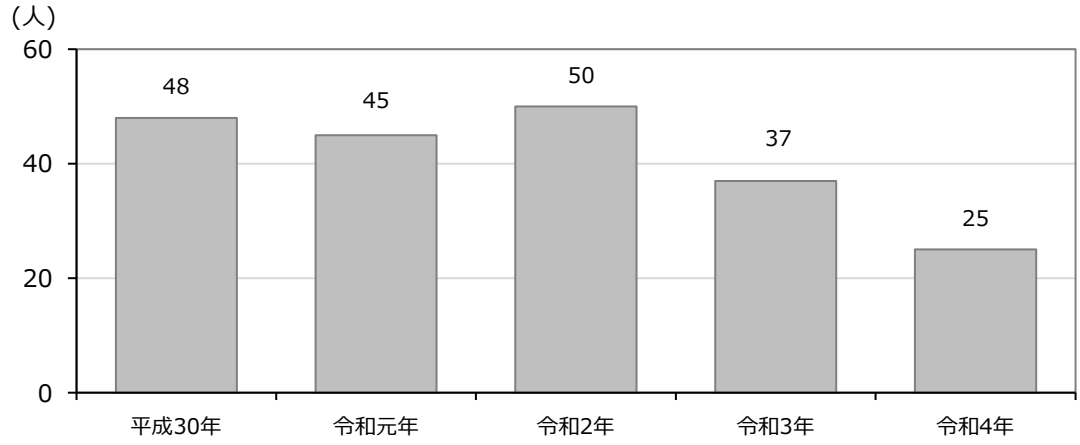

資料：群馬県「人口動態統計」

(4)出生率の推移

人口千人当たりの出生数の割合を表す出生率の本町の推移をみると、令和２年をピークに減少しており、令和４年では 2.1 となっています。また、国と県の出生率と比較すると、国と県の水準より低くなっています。

■出生率の推移

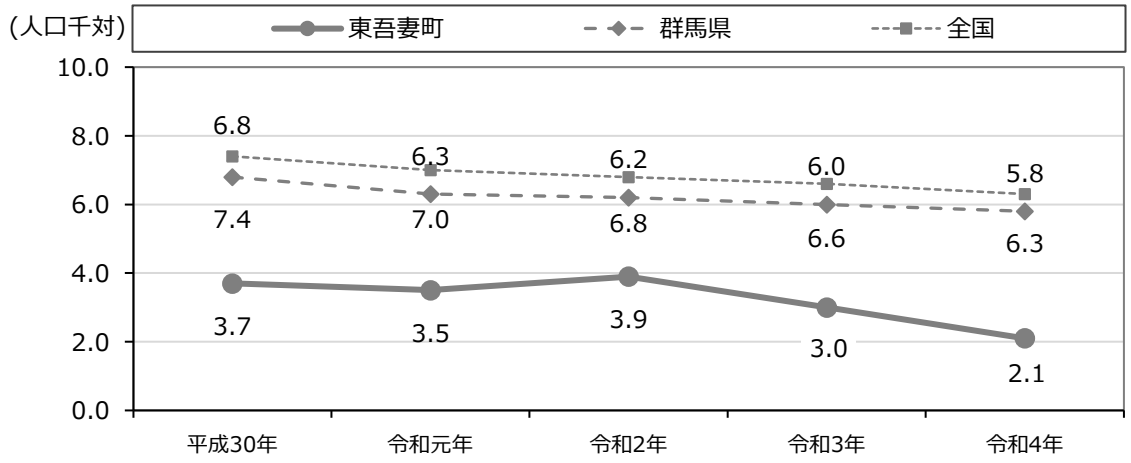

資料：群馬県「人口動態統計」

(5)合計特殊出生率の推移

一人の女性が出産可能年齢（15～49 歳）に産む子どもの数を示す合計特殊出生率の本町の推移をみると、令和２年をピークに減少しており、令和４年では 0.61 となっています。また、国と県の合計特殊出生率と比較すると、国と県の水準より低くなっています。

■合計特殊出生率の推移

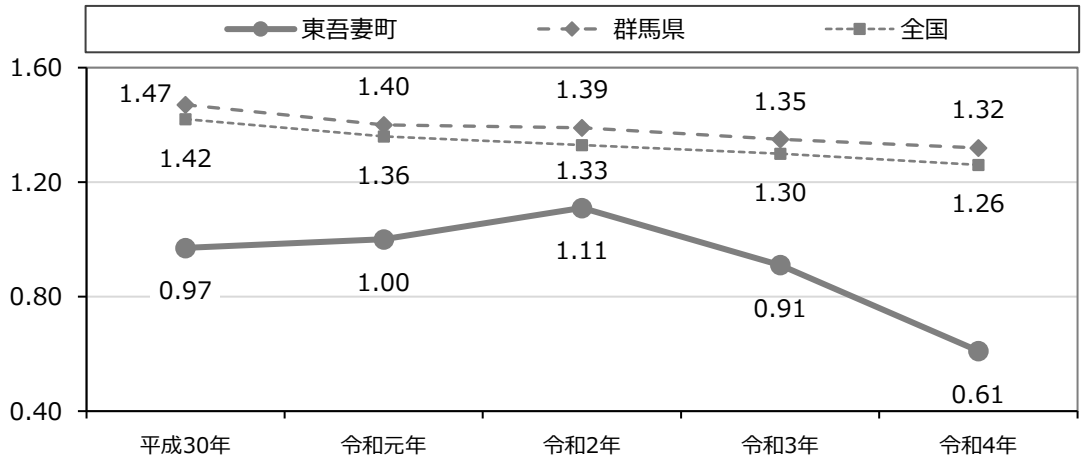

資料：群馬県「人口動態統計」

（6）女性の年齢別労働力率※の推移

女性の年齢別労働力率の推移をみると、令和２年では、平成 27 年と比べ 30～44 歳の労働力率が５ポイント以上増加しています。また、55～64 歳と 70～74 歳でも同様の傾向がみられています。

■女性の年齢別労働力率の推移

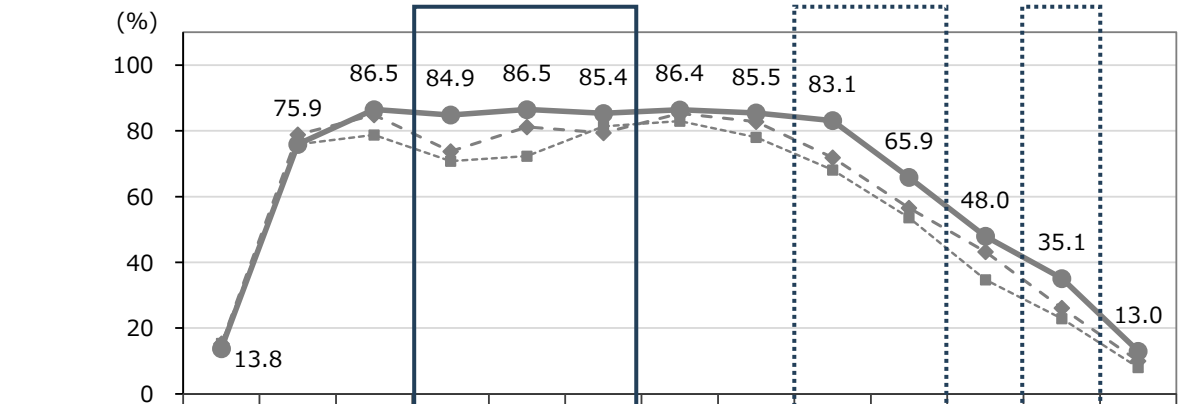

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
令和2年	13.8	75.9	86.5	84.9	86.5	85.4	86.4	85.5	83.1	65.9	48.0	35.1	13.0
平成27年	15.3	78.9	84.9	73.8	81.2	79.4	85.3	82.8	71.9	56.6	43.2	26.1	10.0
平成22年	15.4	75.9	78.8	70.8	72.3	81.4	83.0	78.1	68.1	53.6	34.7	22.9	8.0

資料：国勢調査

※労働力率とは、15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合のことです。以前の女性の年齢別労働力率においては、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られていましたが、女性の社会進出の進展とともに、以前のようなM字カーブがみられなくなってきています。

(7)18 歳未満の障害者手帳所持者数の推移

18 歳未満の障害者手帳所持者の総数をみると、令和４年をピークに減少しており、令和６年では 36 人（身体障害者手帳所持者７人／療育手帳所持者 25 人／精神障害者保健福祉手帳所持者４人）となっています。

■18 歳未満の障害者手帳所持者数の推移

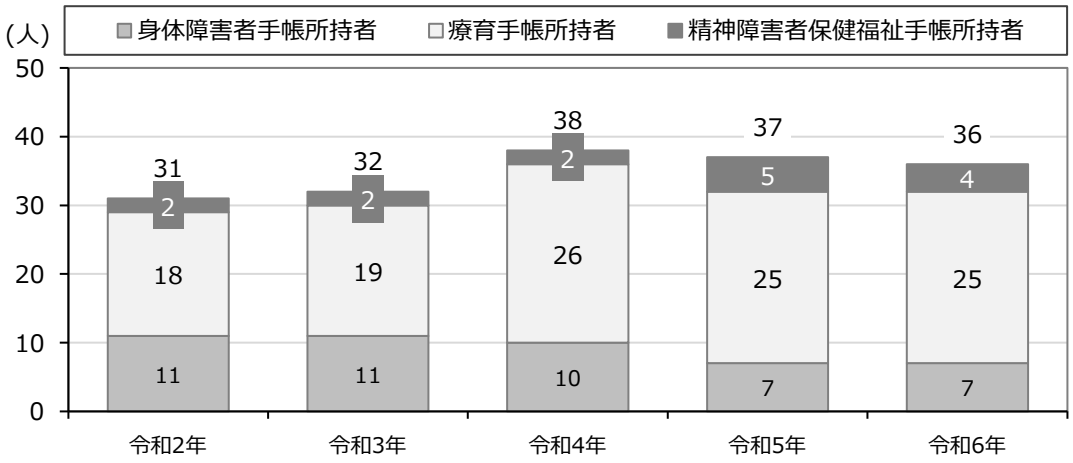

資料：東吾妻町統計データ

２ アンケート調査からみる本町の現状

(1)調査の概要

① 調査目的

本調査は、「東吾妻町子ども・子育て支援事業計画（第３期）」の策定にあたり、保育や子育て支援サービス等のニーズ量の把握とともに、子育て世帯の就労等の実態や要望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査概要

●調査対象者：就学前児童の保護者（配付数 235 件）
●調査期間　：令和６年５月 23 日～６月７日
●調査方法　：教育・保育施設利用者は、施設を通じた配付・回収
　　教育・保育施設未利用者は、郵送による配付・回収
●回収結果　：回収件数 207 件、回収率 88.1％

③ 調査結果の見方

●グラフ及び表の「n（number of case)」は、各設問に対する有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
●回答結果の割合「％」は有効標本数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から１つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
●複数回答（複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
●図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
●本文や図表中の選択肢表記は、語句を短縮・簡略化している場合があります。

（2）アンケート調査結果

① 保護者の就労状況について

母親の就労状況をみると、産休・育休等を含む“就労している”割合が９割弱を占めており、前回調査と比べると 21.1 ポイント多くなっています。また、「現在は就労していない」が 1 割強を占めており、前回調査と比べると 16.8 ポイント少なくなっています。

一方父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労中」が９割半ばを占めており、前回調査と比べると、概ね同じ傾向となっています。

【母親と父親の就労状況について（単数回答）】

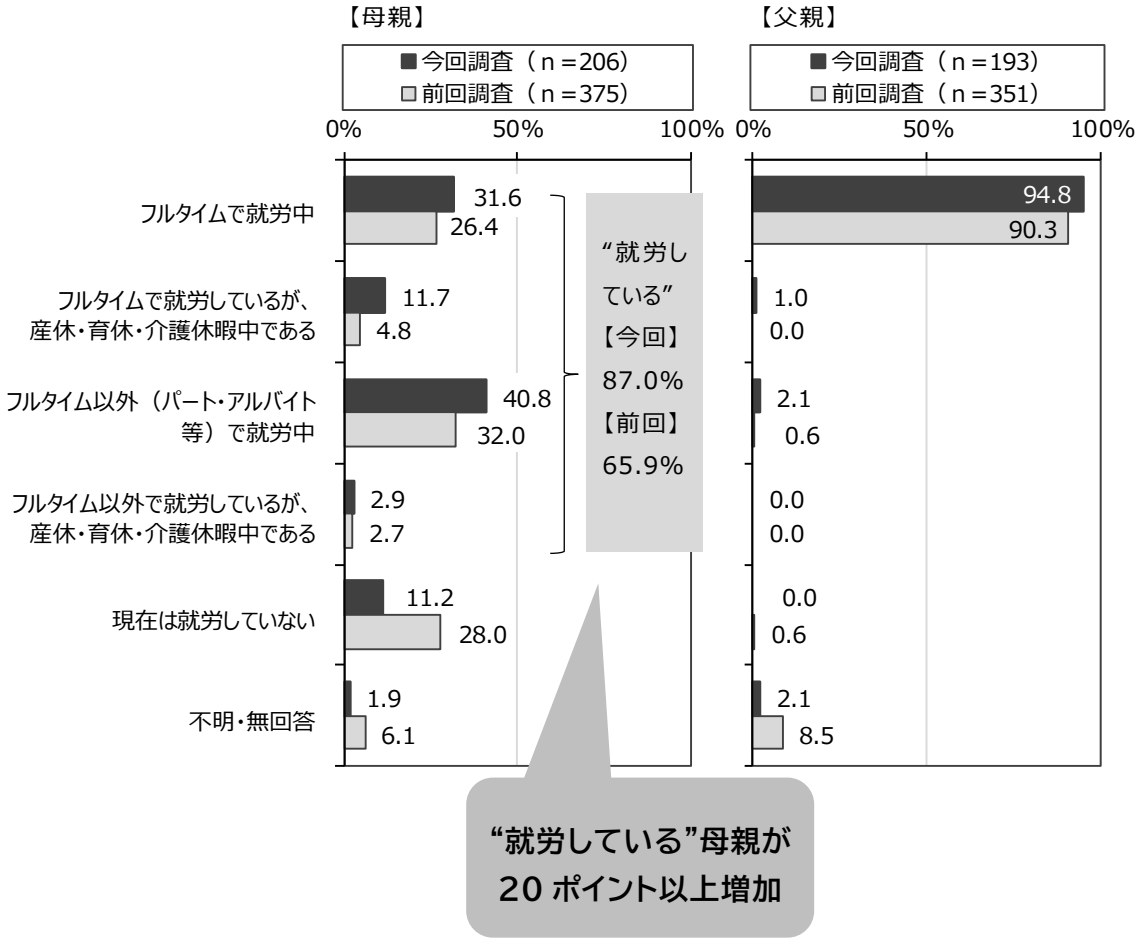

② 幼児の教育・保育について

●平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無をみると、「利用している」が８割強と「利用していない」の２割弱を上回っており、前回調査と比べると「利用している」が 11.2 ポイント多くなっています。

一方平日に定期的に利用している教育・保育事業をみると、「認定こども園（２号認定）」が６割弱と最も多く、前回調査と比べると 12.7 ポイント多くなっています。次いで「認可保育所」が２割強、「認定こども園（１号認定）」が２割弱となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無（単数回答）】

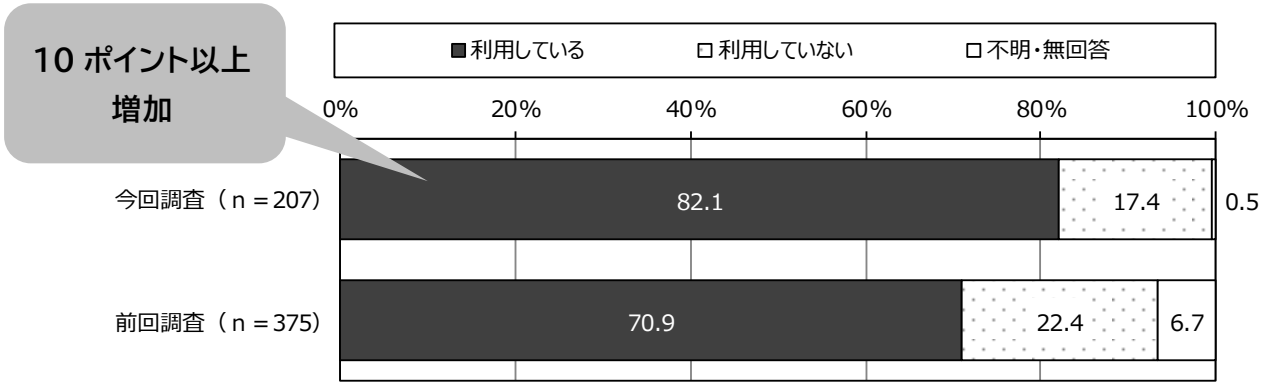

【平日に定期的に利用している教育・保育事業
（「利用している」と回答した人／複数回答）】

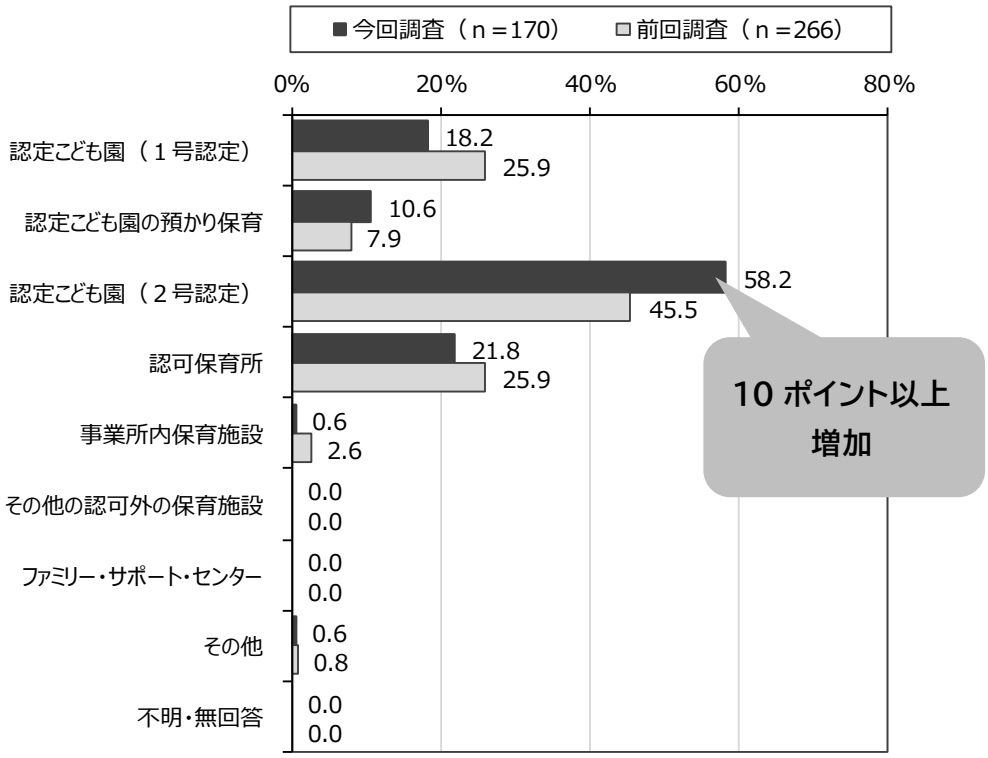

●定期的な教育・保育事業の平日以外の利用希望について

土曜日の利用希望をみると、「月に１～２回は利用したい」が２割半ば、「ほぼ毎週利用したい」が約１割となっています。日曜日・祝日の利用希望をみると、「月に１～２回は利用したい」が２割弱、「ほぼ毎週利用したい」が 1 割未満となっています。また前回調査と比べると、概ね同じ傾向となっています。

一方、夏休み等長期休暇期間中の利用希望を前回調査と比べると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が約 10 ポイント増加している反面、「利用する必要はない」と「休みの期間中、週に数日利用したい」がともに約 10 ポイント減少しています。

【定期的な教育・保育事業の平日以外の利用希望について（単数回答）】

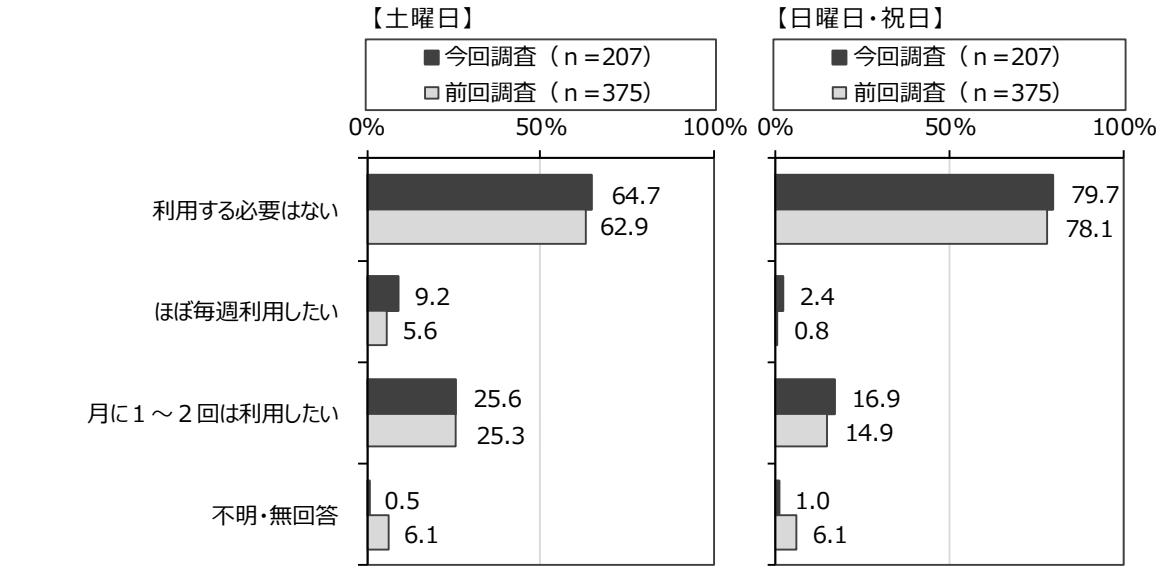

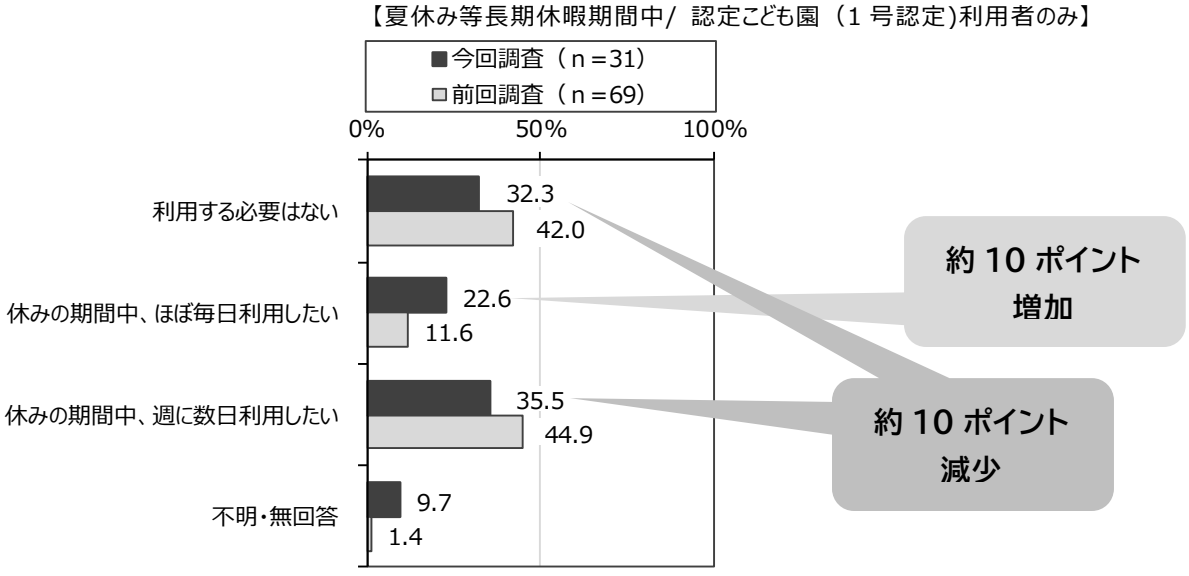

③ 病児・病後児保育について

子どもが病気やケガで認定こども園・保育所等を休んだことの有無をみると、「あった」が約９割と「なかった」の１割弱を上回っており、前回調査と比べると「あった」が 19.1 ポイント多くなっています。

一方、病児・病後児のための保育施設等の利用希望をみると、「利用したいとは思わない」が約６割と「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の約４割を上回っており、前回調査と比べると「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 5.4 ポイント少なくなっています。

【子どもが病気やケガで認定こども園・保育所等を休んだことの有無について
（定期での教育・保育施設を利用している人／単数回答）】

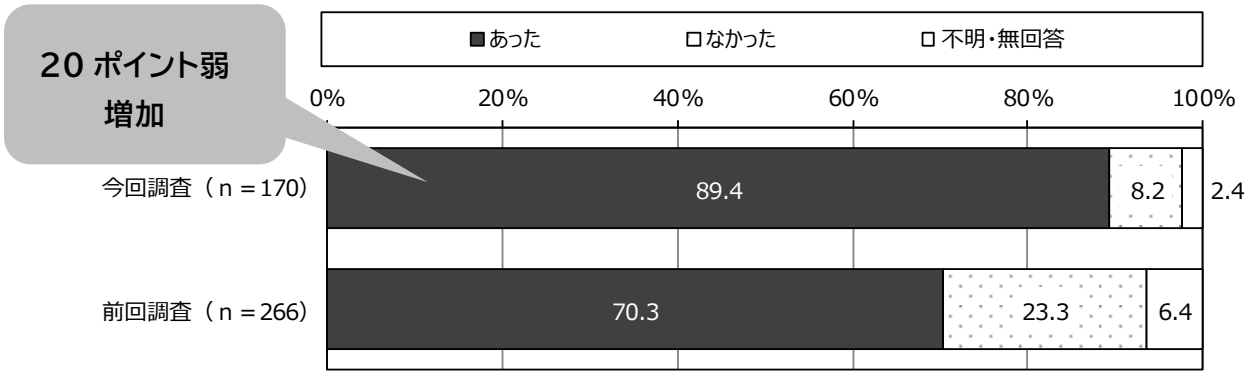

【病児・病後児のための保育施設等の利用希望について
（「父親が休んだ」又は「母親が休んだ」のいずれかの人／単数回答）】

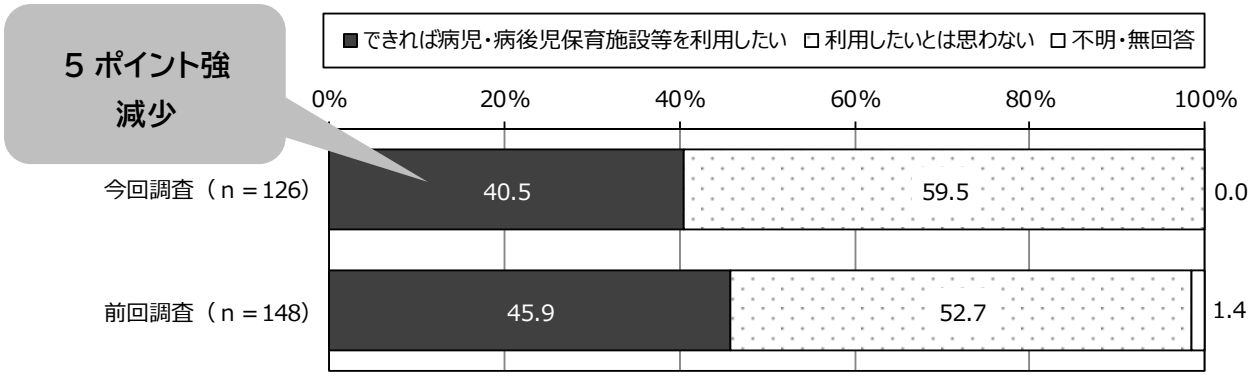

④ 一時預かり等について

●現在の一時預かり等の利用について

現在の一時預かり等の利用をみると、「利用していない」が約８割と最も多く、次いで「認定こども園の預かり保育」が１割強、「一時預かり」が１割未満となっています。また前回調査と比べると、概ね同じ傾向となっています。

【現在の一時預かり等の利用について（複数回答）】

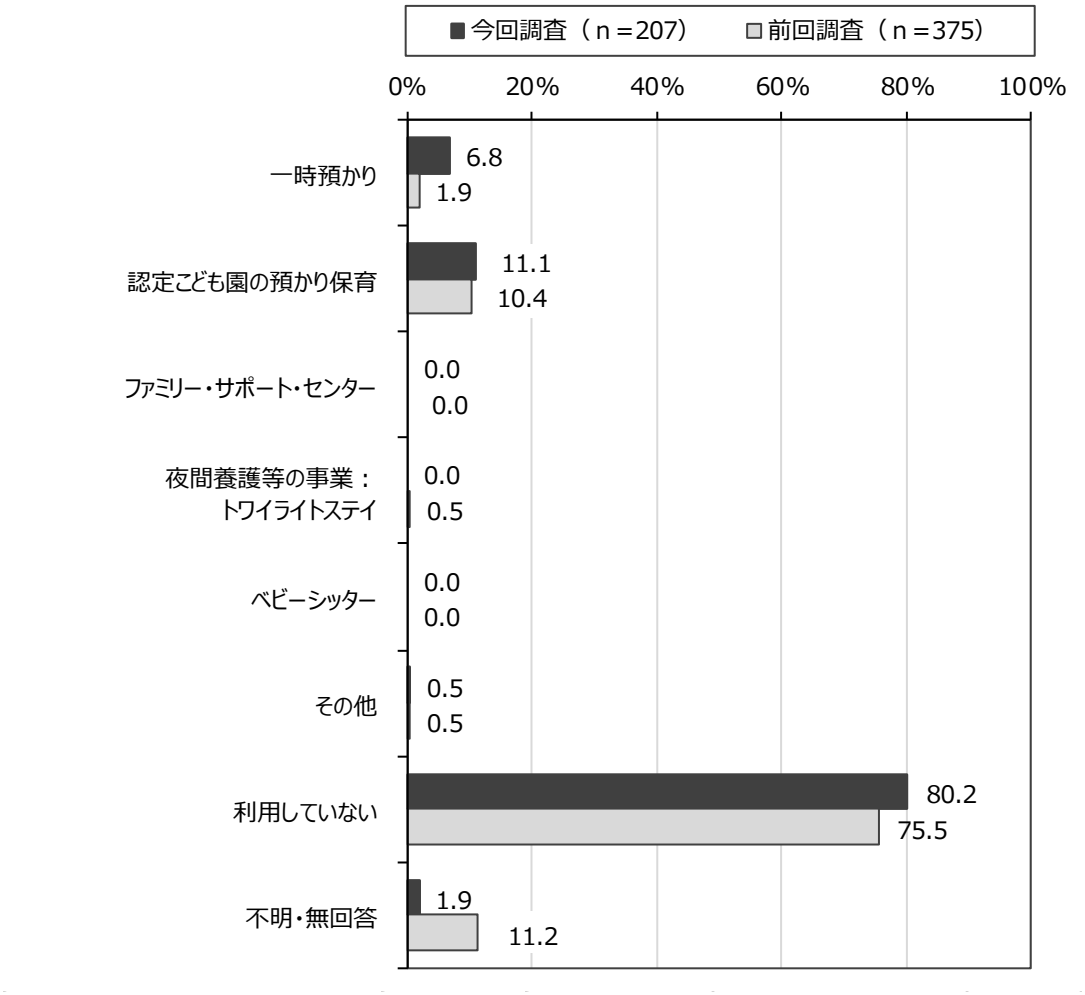

●今後の一時預かり等の利用希望について

今後の一時預かり等の利用希望をみると、「利用したい」が約５割と「利用する必要はない」の５割弱を上回っており、前回調査と比べると、「利用したい」が 5.6 ポイント多くなっています。

【今後の一時預かり等の利用希望について（複数回答）】

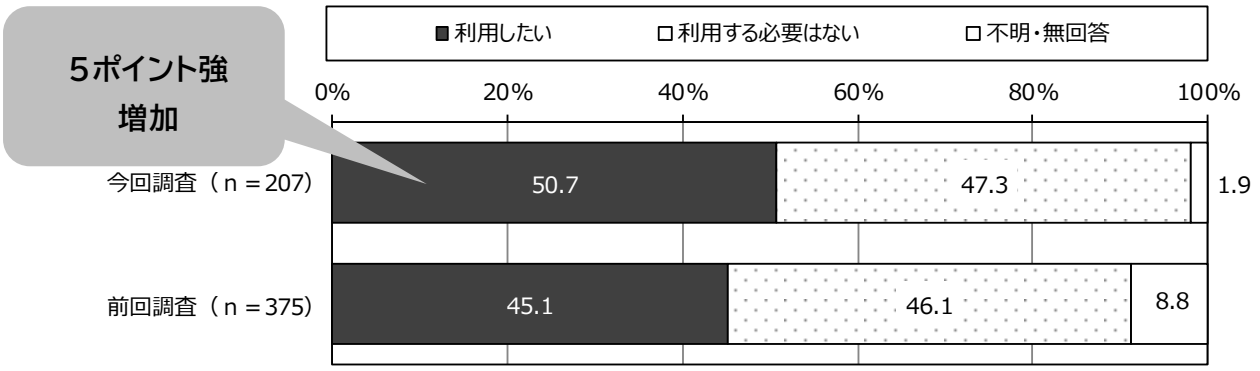

●今後一時預かり等を利用したい目的について

今後一時預かり等を利用したい目的をみると、「私用、リフレッシュ目的」が約８割と最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が６割、「不定期の就労」が２割弱となっています。前回調査と比べると、「不定期の就労」と「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」がともに 10 ポイント以上少なくなっています。

【今後の一時預かり等の利用希望について（今後利用したい人／複数回答）】

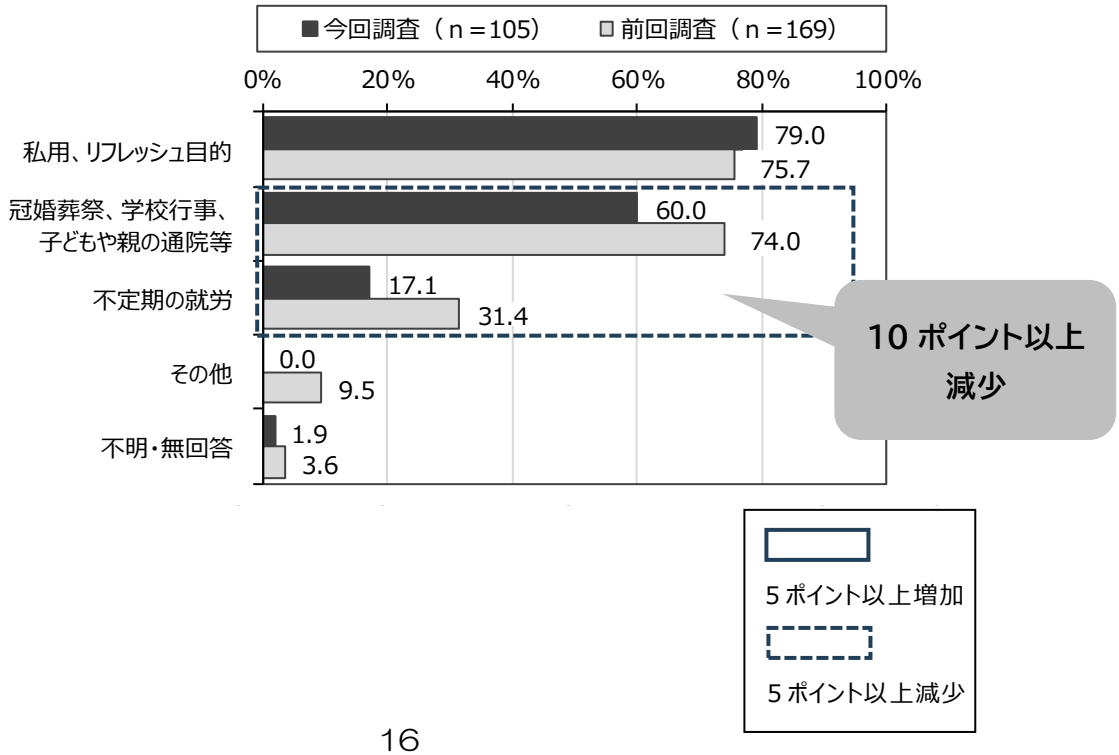

⑤ 地域の子育て支援事業について

●地域子育て支援拠点事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用状況をみると、「利用していない」が８割強と最も多く、次いで「地域子育て支援拠点事業（子育てにこにこひろば）を利用している」が２割弱、「その他、町で実施している類似の事業を利用している」が１割弱となっています。また前回調査と比べると、「地域子育て支援拠点事業（子育てにこにこひろば）を利用している」が 10 ポイント多くなっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況について（複数回答）】

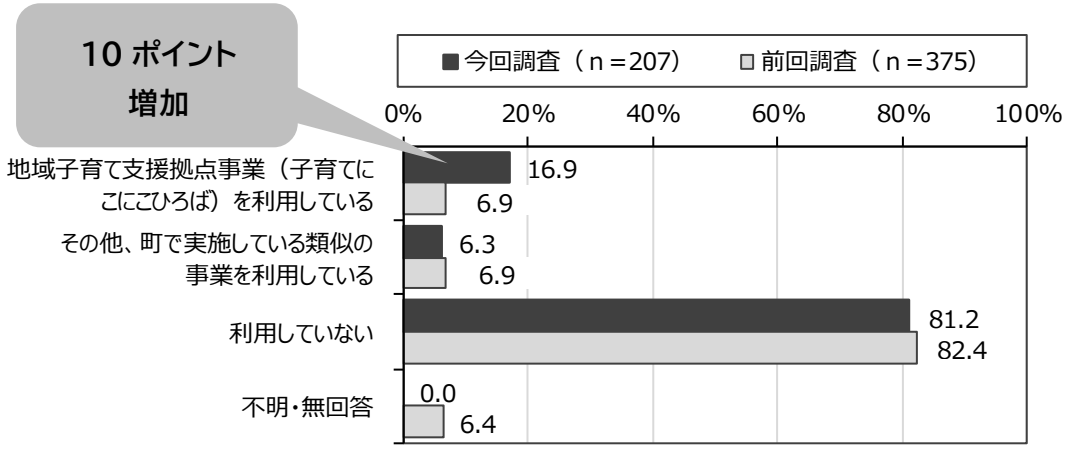

●地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望について

地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が５割半ばと最も多くなっています。次いで「今は利用していないが、今後利用したい」が２割強、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が１割強となっており、前回調査と比べると、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 6.3 ポイント多くなっています。

【地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望について（単数回答）】

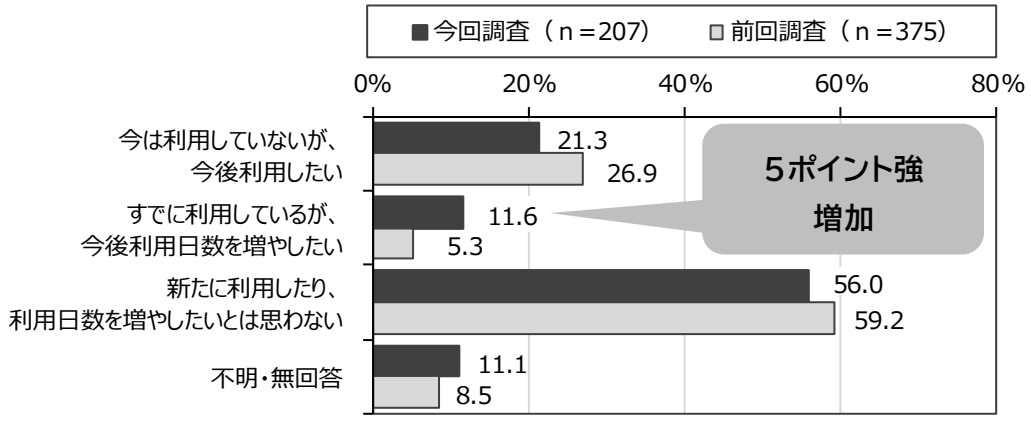

●子育て支援関連事業の利用状況について

子育て支援関連事業の認知状況をみると、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級・育児セミナー」が約８割と最も多く、次いで「保健センターの情報・相談事業」が８割弱、「認定こども園の園庭等の開放」が６割強となっています。

前回調査と比べると、「子育ての総合相談窓口」と「町発行の子育て支援情報誌」がともに 20 ポイント以上多く、「保健センターの情報・相談事業」、「家庭教育に関する学級・講座」、「教育相談センター・教育相談室」がともに５ポイント以上多くなっています。反対に「認定こども園の園庭等の開放」が 17.2 ポイント少なくなっています。

また、子育て支援関連事業の利用状況をみると、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級・育児セミナー」が５割弱と最も多く、次いで「保健センターの情報・相談事業」が４割弱、「認定こども園の園庭等の開放」が約２割となっています。

前回調査と比べると、「保健センターの情報・相談事業」と「町発行の子育て支援情報誌」がともに５ポイント以上多く、反対に「認定こども園の園庭等の開放」が 22.6 ポイント少なく、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級・育児セミナー」が 7.6 ポイント少なくなっています。

【子育て支援関連事業の認知･利用状況について(「はい」と回答した人／単数回答)】

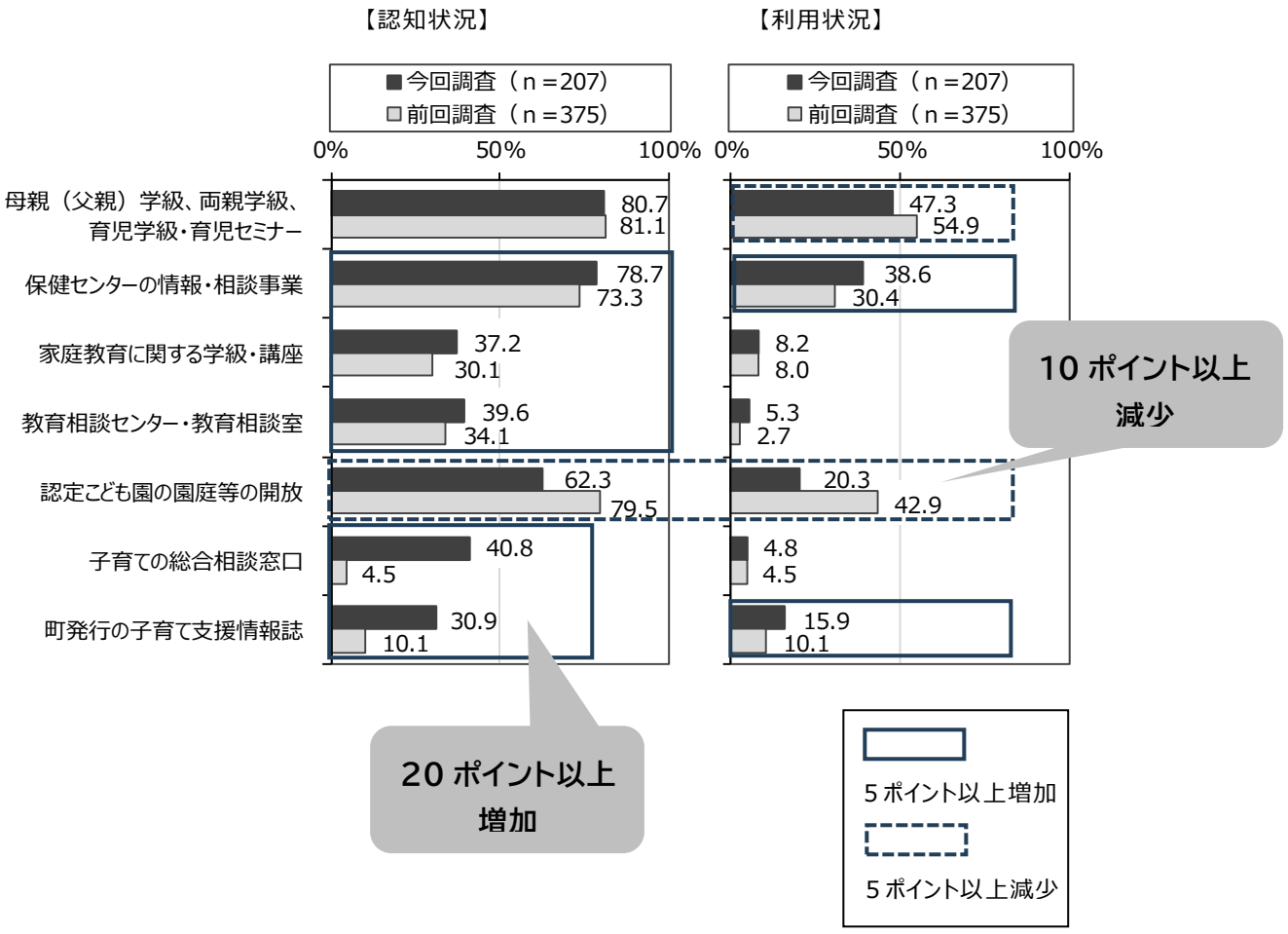

●子育て支援関連事業の今後の利用希望について

子育て支援関連事業の今後の利用希望をみると、「認定こども園の園庭等の開放」が６割弱と最も多く、次いで「町発行の子育て支援情報誌」が６割弱、「保健センターの情報・相談事業」が５割強となっています。

前回調査と比べると、「町発行の子育て支援情報誌」と「保健センターの情報・相談事業」、「認定こども園の園庭等の開放」、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級・育児セミナー」がいずれも５ポイント以上多く、多くの事業での利用希望割合の増加がうかがえます。

【子育て支援関連事業の今後の利用希望について(「はい」と回答した人／単数回答)】

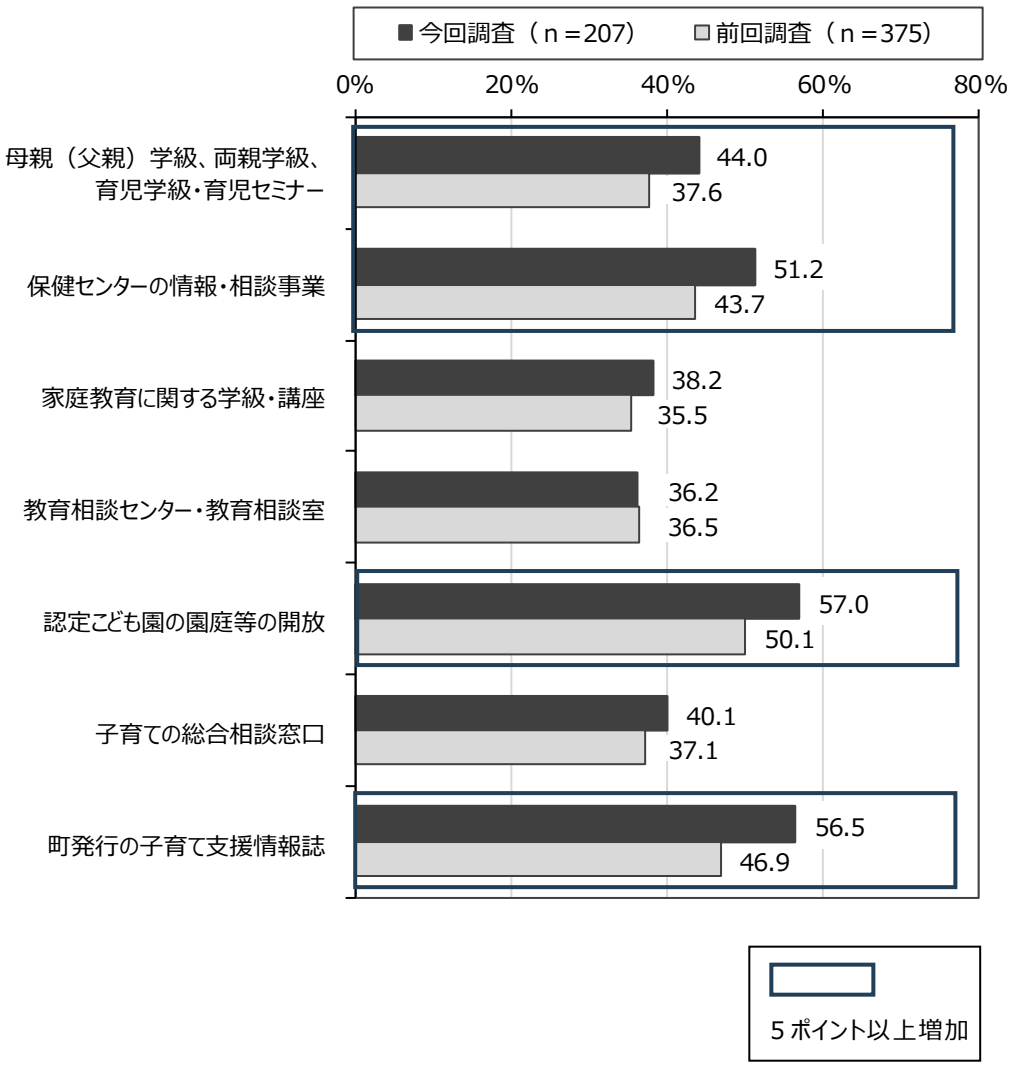

⑥ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校就学後の放課後の過ごし方をみると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が約６割と最も多くなっています。また、「放課後子ども教室」は１割半ばとなっています。（ただし放課後子ども教室は、令和３年度から未実施となっています）

※前回調査とは質問方法が異なることから、前回比較は行っていません。

【小学校就学後の放課後の過ごし方について（5歳以上の子どもをもつ人／複数回答）】

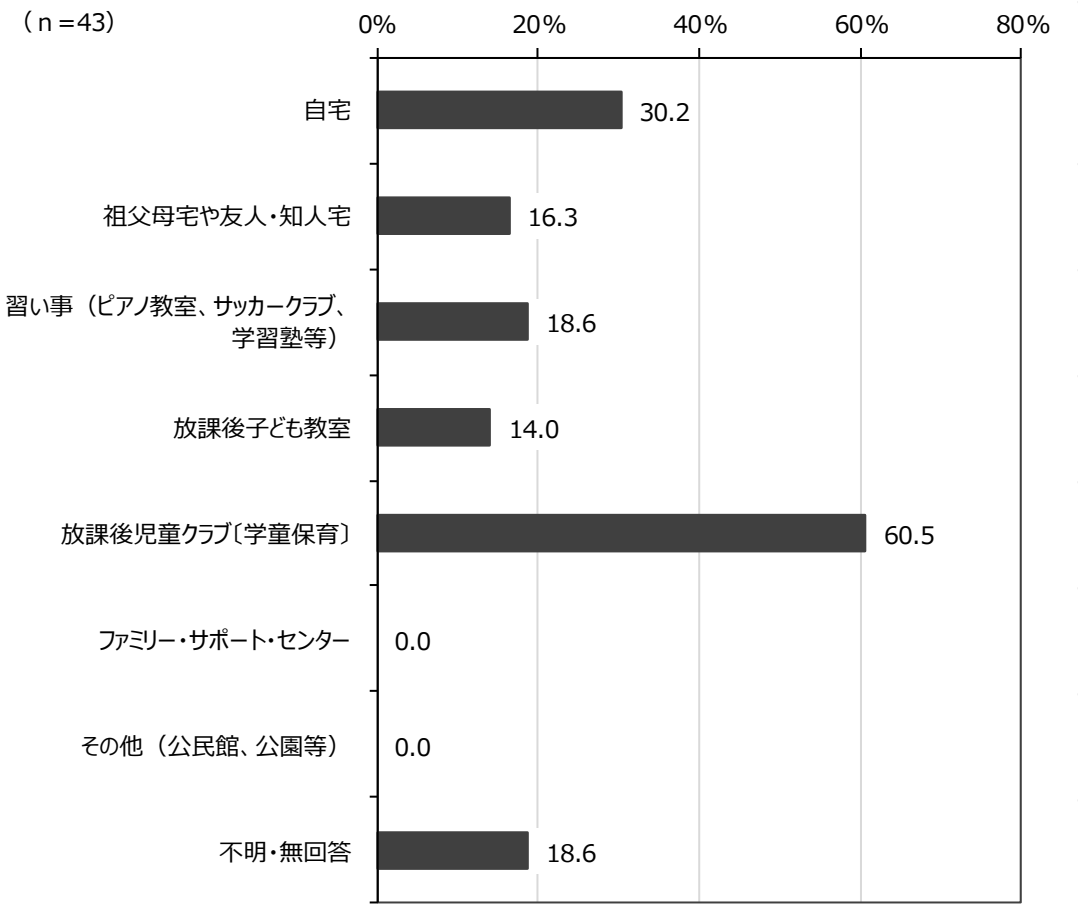

⑦ 町として子育て支援施策に取り組んでいくために重要なことについて

町として子育て支援施策に取り組んでいくために重要なことをみると、「安心して受診できる医療機関の整備」が約８割と最も多く、次いで「子どもが安心して遊べる広場や公園等の整備」が約６割、「一時保育、保育時間の延長等、保育サービスの充実」が５割弱となっています。前回調査と比べると、「安心して受診できる医療機関の整備」と「一時保育、保育時間の延長等、保育サービスの充実」、「妊娠・出産・子育て等を学ぶ機会の充実」がいずれも５ポイント以上多くなっています。

【町として子育て支援施策に取り組んでいくために重要なことについて

（最大5つまでの複数回答）】

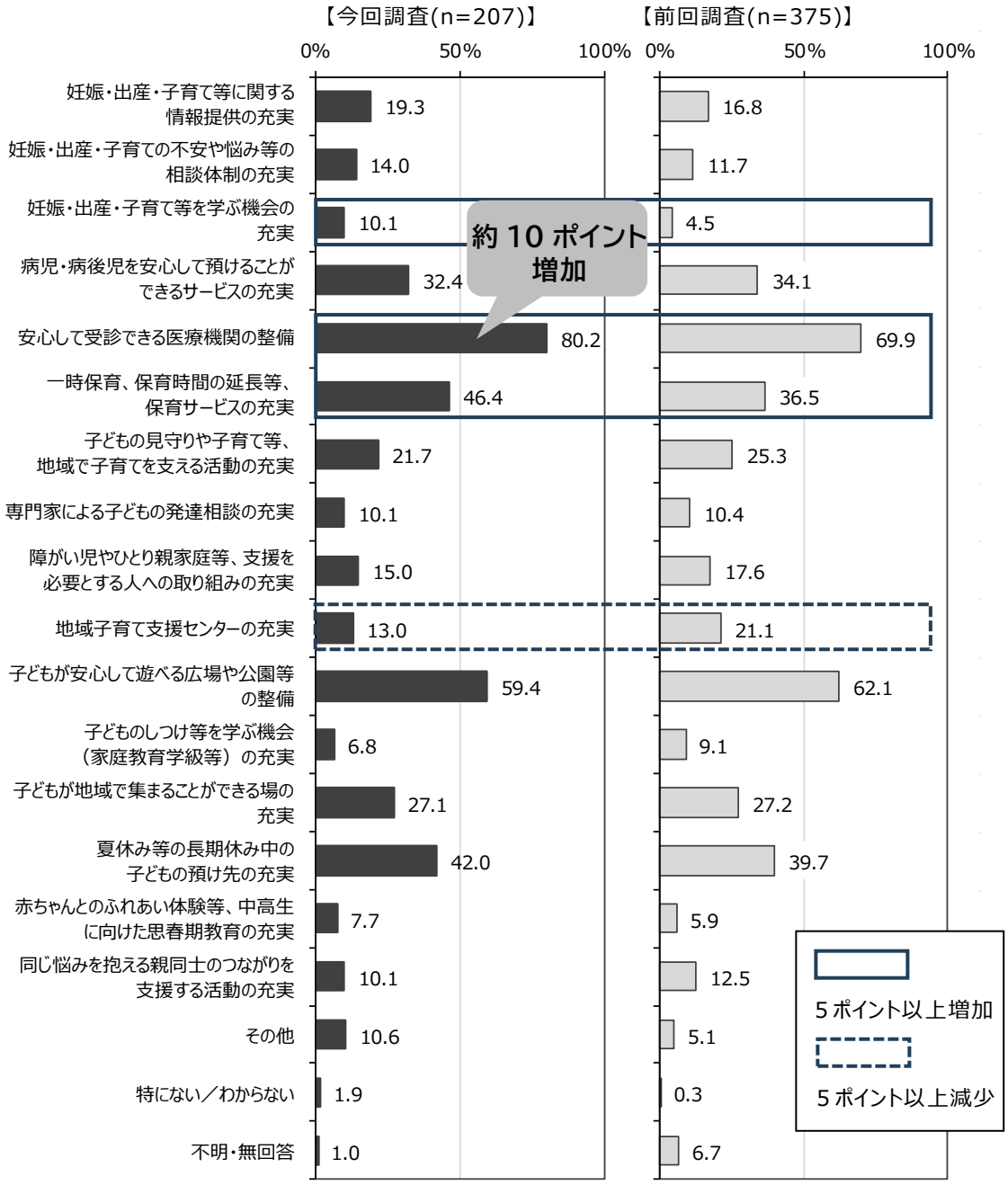

3 第2期計画の取り組み状況

本町の第２期計画（令和２年度～令和６年度）の取り組みについて、主な実績と課題は次のとおりです。

※事業項目が多いため、主な実績と課題のみ記載。下記の「主な実績」で年度の記載がない数値は、令和６年度現在の数値です。

(1)幼児期の教育・保育の提供について

主な実績	○幼児期の教育・保育の提供体制について、本町では認定こども園５園と保育所２所を開設し対応しています。 ○第２期計画の当初においては、認定こども園への移行や幼児教育・保育の無償化等の対応で現場ではやや混乱もみられましたが、職員の資質向上や必要に応じた施設設備の整備等を行い、適切な環境を整えています。 ○認定こども園・保育所と小学校の連携について、教育支援委員会及び特別支援教育連携協議会を年度毎に２回実施し、連携を深めるとともに、子どもに関する情報共有体制づくりに取り組みました。
主な課題	○０歳児の保育について、出生数は減少しているものの、毎年定員に近い入所希望があり、待機児童を生じさせない取り組みが必要とされています。

(2)地域における子育て支援について

主な実績	○放課後児童クラブについて、令和２年７月にいわしま児童クラブが開所し、町内５小学校区全てに放課後児童クラブを設置しました。また、原町地区と太田地区では、小学校の余裕教室を改修し、安全・安心な環境の中で運営しています。 ○認定こども園での預かり保育事業については、保育士の確保と提供体制が整っており、十分な取り組みを行っています。 ○地域子育て支援センターについては、はらまち保育所に併設していることから、令和６年度から保育所の保育士がローテーションを組みセンター運営に関わる体制をとっています。また、土曜日の午前も試験的に開所し、運営の拡充を図っています。 ○子育てひろばの運営については、利用者が増加しているとともに、英語絵本の読み聞かせ等の新たな取り組みを行っています。 ○子育て家庭の経済的負担の軽減については、令和２年度から東吾妻町子育て支援金として１歳児から２歳児を対象に年３万円を支給しました。また、令和６年 10 月から児童手当の支給の対象年齢を 18 歳年度末まで延長しました。さらに、育英資金貸付事業の基金の更なる活用を図るため、令和５年度入学者に対する「入学準備金」を新たに創設しました。

主な課題	○町立の２つの放課後児童クラブの施設では、引き続き老朽化対策等の検討・改善が必要とされています。 ○病児・病後児保育について、事業の実施に向けた検討や、原町赤十字病院及び町立国保診療所との協議を行いましたが、施設設備等の整備や人員（看護師・保育士）の確保が厳しい状況となっています。

（3）要保護児童等援助が必要な子ども・家庭への支援について

主な実績	○児童虐待防止事業について、毎月１回要保護児童対策地域協議会を実施するとともに、必要に応じて個別ケース会議を実施しています。 ○乳幼児健診における育児支援強化事業では、リスクの高い家庭への個別支援等を実施しました。 ○ひとり親家庭等医療費の支給について、令和６年８月から支給対象の所得制限を撤廃しました。 ○重度心身障がい児医療費助成について、令和３年度から対象年齢を 18 歳年度末まで延長しました（令和５年 10 月からは群馬県全体で 18 歳年度末まで延長）。 ○認定こども園の障がい児の受け入れ体制について、保護者との面談・情報共有等を行い、支援員の確保やその他必要な支援を行いました。
主な課題	○発達障害の早期把握に有効とされる５歳児健康診査は未実施であり、今後の検討が必要とされています。 ○特別支援教育では、指導計画や指導内容の精度をより高めていくため、研修等の実施や情報共有について方法等の検討が必要とされています。 ○令和６年度の児童福祉法等の改正に伴う３事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）について、その対応が求められています。

（4）母子の健康等について

主な実績	○妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を令和４年４月に設置しました。 ○産婦健康診査について、第１期計画期間中の令和元年から２週間健診を開始した後、第２期においても令和５年から１か月健診を追加しました。 ○乳幼児健診事業について、４か月児～１歳児健診は年 12 回、１歳６か月児健診、３歳児健診は各年４回実施し、それぞれの受診率はいずれもほぼ100%でした。 ○乳幼児健診では、個別に栄養相談を実施しました（ほぼ 100%実施）。

主な課題	○歯っぴい歯科健診の開催について、１歳６か月児健診・３歳児健診に比べて受診率が低いことが課題となっています。また、小学生フッ素塗布の受診率も低くなっています。 ○ラッコクラブ活動では、出生数の減少により参加者数が減少していることから、ニーズに合う内容となるよう活動内容の見直しの検討が必要とされています。

（5）子どもの成長に資する教育環境等の整備について

主な実績	○家庭教育学級を行った認定こども園を対象に補助金を交付しました。 ○英語指導助手の活用では、小中学校の英語教科における外国語指導助手の活用に加え、令和４年度からは外国語教育コーディネーターをこども園や子育て支援拠点等に派遣し、幼少期から外国語に慣れ親しむ環境を整えました。 ○ブックスタート事業では、乳幼児から本へ親しみを持たせるため、保健センターの７か月健診にあわせて中央公民館で絵本をプレゼントしました。 ○スクールカウンセラー及び必要に応じスクールソーシャルワーカーを活用し、児童・生徒及び保護者への支援を行いました。
主な課題	○地域における子育てに関する活動の周知について、参加者の減少や固定化が多くみられることから、子どもを中心により多くの体験を積んでもらえるよう、新たな軽スポーツ種目に取り組む等の検討が必要とされています。

（6）子育てを支援する生活環境・子どもの安全確保について

主な実績	○公園整備事業について、トイレの新設や洋式化、自動手洗化の実施とともに、遊具の点検・修繕等を行いました。 ○乳幼児を交通事故から守ることを目的とし、チャイルドシート等を購入した父母等への補助を実施するとともに、育児サークル（ラッコクラブ）において、吾妻警察署とチャイルドシートの正しい着用についての周知に取り組みました。
主な課題	○防犯カメラ運用事業では、学校だけでなく、通学路等への設置の検討が必要とされています。

4 計画策定に向けた課題のまとめ

課題(1) 少子化等社会環境変化に対応した教育・保育や子育て家庭への支援の充実

○統計データの出生数をみると、令和４年では 25 人（令和２年比 25 人減）と、近年特に少子化が進行している状況がうかがえます。

○また、統計データの女性の年齢別労働力率やアンケート調査結果の母親の就労状況をみると、就労している母親が増えていることから、働く母親のニーズ等に対応した関連事業において適切な対応等の検討が求められています。

○本町の取り組みにおいては、０歳児の保育について、出生数は減少しているものの、毎年定員に近い入所希望があり、待機児童を生じさせない取り組みが必要とされています。

○また、地域の子ども・子育て支援事業については、以下のような課題が挙げられています。

- 町立の２つの放課後児童クラブの施設では、引き続き老朽化対策等の検討・改善が必要とされています。
- 病児・病後児保育では、事業の実施に向けた検討や、原町赤十字病院及び町立国保診療所との協議を行いましたが、施設設備等の整備や人員（看護師・保育士）の確保が厳しい状況となっています。

課題(2) 母子の健康の確保等子育て家庭への切れ目のない支援の充実

○安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うことが重要とされています。

○本町の取り組み状況においては、歯っぴい歯科健診と小学生フッ素塗布の受診率が低く、周知等の取り組みが求められています。また、ラッコクラブ活動では参加者数が減少していることから、ニーズに合う内容となるよう活動内容の見直しの検討が必要とされています。

課題（3） 支援が必要な子ども・家庭への対応の充実

○国においては虐待防止等に関して、平成 28 年に児童福祉法の改正が行われた後、令和２年にも改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が施行されることが決定し、児童相談所の機能強化等が示されています。また、令和６年度に「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が求められています。

○アンケート調査結果をみると、保護者が重視する子育て支援施策では、障がい児やひとり親家庭等、支援を必要とする人への取り組みの充実を求める人（15.0%）が少なからずいることから、子育てに困難を抱える家庭への支援の充実が必要とされています。

○本町の取り組み状況においては、育児支援強化事業では、乳幼児健診時に個別支援等を実施していますが、発達障害の早期把握に有効とされる５歳児健康診査は未実施であり、今後の検討が必要とされています。また、令和６年度の児童福祉法等の改正に伴う３事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）について、その対応が求められています。

第3章　計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念

令和５年に策定された東吾妻町第２次総合計画の後期基本計画においては、人口減少や少子高齢化が進む中、本町の未来を担う子どもたちへのメッセージとするとともに、住民と行政が目指す将来像を共有し、「協働」で取り組むまちづくりの合言葉として「住民が誇りを持って暮らすまち～ 東吾妻 きみと あなたと ～」を将来像に掲げ、住民が誇りを持って暮らし続けられる持続可能な地域づくりを進めています。

また、保健・医療・福祉分野においては、「元気な声と笑顔があふれるまち」を基本目標に、誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを進めています。

第３期計画では、総合計画が示すまちづくりの方向性を基に、第２期計画の取り組みをさらに充実、発展させるため、子育て家庭を誰一人社会から孤立させることなく町全体で支えていくことで、未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長でき、元気な声と笑顔があふれるまちづくりを目指します。

基本理念

すべての子どもたちが健やかに成長でき、
元気な声と笑顔があふれるまち

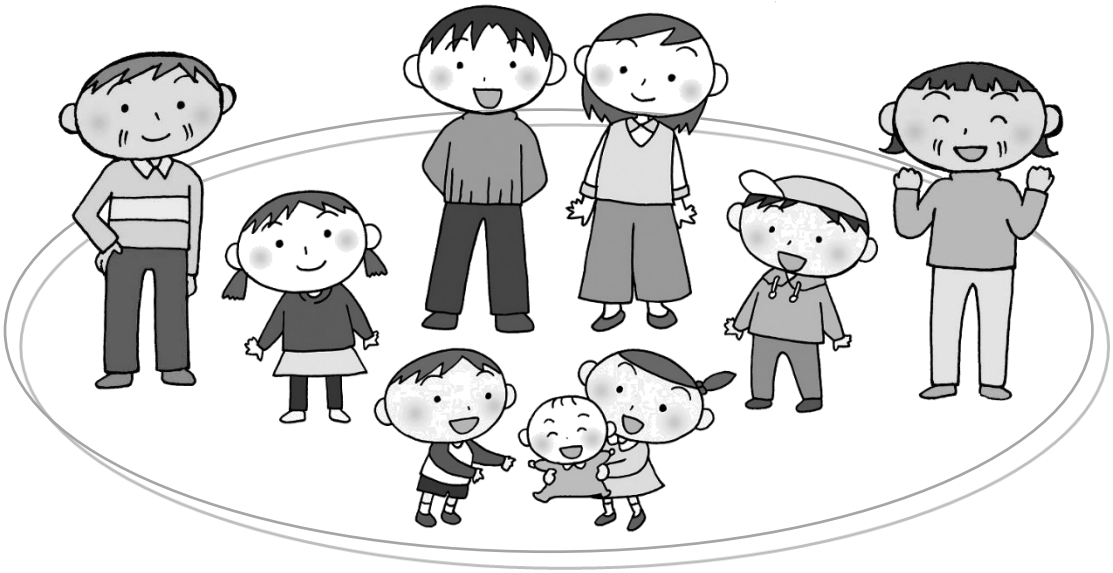

2 基本的な視点

本計画は、次世代育成支援行動計画の継承に係る第２期計画の趣旨を引き継いだ８つの基本的な視点を定めます。

視点１ 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。

視点2 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要です。

視点3 サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化、住民の価値観の多様化、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズの多様化等、これらに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。

視点4 社会全体による支援の視点

父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

視点5 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

視点6 地域における社会資源の効果的な活用の視点

様々な地域活動団体や森林等の豊かな自然環境、地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。また、保育所や学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

視点7 サービスの質の視点

サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めることが必要です。

視点8 地域特性の視点

人口構造や産業構造、さらに社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、こうした特性も踏まえて、主体的な取り組みを進めていくことが必要です。

3 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、３つの基本目標を定め、取り組みを進めていきます。

基本目標1 子育てをまち全体で支える体制をつくる

子育て家庭が安心して子育てができるよう、本町の教育・保育ニーズに対応した適切な教育・保育の提供とともに、安心で質の高い教育・保育環境の充実に取り組みます。

また、子育て家庭が求める多様なニーズに対応した地域の子ども・子育て支援サービスの提供をはじめ、子育て家庭の経済的負担の軽減や子どもの健全育成に向けた取り組みを進めます。

さらに、特別な支援が必要な子どもと家庭への取り組みに向け、関係機関との連携による児童虐待の防止をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援や障がい児の健全な発達・就学の支援等に取り組みます。

基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子の健康づくりに向けた妊娠期からの切れ目のない支援をはじめ、子どもの発達や不慮の事故へのきめ細かな対応、食育、思春期保健対策等の取り組みを推進します。

また、学校や家庭、地域が連携を図りながら、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等、次代を担う子どもの健全な育成が図れる環境づくりを進めます。

基本目標3 子育てしやすい生活環境があるまちをつくる

子ども等が安心して遊べ、暮らしていけるよう、公園や住環境の整備を行うとともに、子どもをめぐる犯罪や交通事故等から子どもを守る取り組みを進めます。

また、女性の社会進出が急速に進んでいる中で、仕事と子育ての両立に向けた子育てにやさしい社会環境づくりに取り組みます。

4 施策体系

【基本理念】　**すべての子どもたちが健やかに成長でき、元気な声と笑顔があふれるまち**

基本目標	基本施策	施策項目
基本目標1 子育てをまち全体で支える体制をつくる	1乳幼児期の教育・保育の充実	(1)乳幼児期の教育・保育の提供
		(2)保育環境・幼児教育環境の充実
	2地域における子育て支援の充実	(1)地域における子育て支援サービスの充実
		(2)子育て支援ネットワークづくり
		(3)子どもの健全育成
		(4)子育て家庭の経済的負担の軽減
	3援助が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取り組みの推進	(1)児童虐待防止対策の充実
		(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進
		(3)障がい児対策の充実
基本目標2 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる	1母親と子どもの健康の確保と増進	(1)子どもや母親の健康の確保
		(2)子育て家庭の育児力向上の推進
		(3)「食育」の推進
		(4)思春期保健対策の充実
		(5)小児医療の充実
	2子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1)次代の親の育成
		(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		(3)家庭や地域の教育力の向上
基本目標3 子育てしやすい生活環境があるまちをつくる	1子ども等の安全の確保と生活環境づくりの推進	(1)身近な居住・生活環境の整備
		(2)子どもの交通安全の確保の推進
		(3)犯罪等を防ぐ、安心・安全なまちづくりの推進
	2職業生活と家庭生活との両立の推進	(1)仕事と子育ての両立の推進

第4章 施策の展開

基本目標 1 子育てをまち全体で支える体制をつくる

基本施策 1 乳幼児期の教育・保育の充実

（1）乳幼児期の教育・保育の提供

国の示す教育・保育の指針や認定区分等に基づき、乳幼児に対する適正な教育・保育の提供が必要とされています。また今後は、本町の出生数の減少に伴う０歳児の保育の定員数の検討が求められています。

① 認定こども園における教育の実施	担当課：学校教育課
満３歳から就学前の子どもに対して、心身の発達を助長するための幼児教育を行います。また、必要に応じた施設設備の整備を行います。	

② 認定こども園・保育所における保育の実施（通常保育事業、低年齢児保育事業）	担当課：学校教育課
保護者の就労や疾病その他の理由等で、０歳から就学前の保育が必要な子どもに対し、保育の必要性について認定し、保育を行います。なお、０歳児の保育について、出生数は減少しているものの、毎年定員に近い入所希望があるため、待機児童を生じさせない取り組み方法の検討を行います。	

（2）保育環境・幼児教育環境の充実

乳幼児の心身の健全な発達・成長に向け、認定こども園・保育所・小学校の相互連携とともに、教育・保育の質の向上等が求められています。

① 認定こども園・保育所と小学校の連携	担当課： 学校教育課
認定こども園・保育所と小学校間の連携や交流を充実し、両者の共通理解を推進します。また、スムーズな就学に向け、教育支援委員会及び特別支援教育連携協議会を開催し、教員間の共通理解を図るとともに、子どもの多様な特徴、困り感等により適切に対応できるよう、個別の支援計画を作成し、保護者を含む関係者との連携強化に取り組みます。	

② 幼児教育内容の充実	担当課： 学校教育課

保護者の就労の有無や形態に左右されず、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促すため、今後も認定こども園において質の高い幼児教育・保育の提供に取り組みます。また、教育・保育の認定に関しては、国の施策や保護者、関係機関等の意見等を考慮し、検討を行います。

③ 教職員の質の向上	担当課： 学校教育課

教職員の質の向上に向け、学校教育課に教育指導員を配置するとともに、各施設においてのオンライン研修等、幼児指導や教育相談に関する各種研修の充実に取り組みます。

④ 保育所サービス評価事業	担当課： 学校教育課

保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価を行う事業です。令和６年度現在は未実施ながら、今後も、町内の状況を考慮しつつ、事業の実施についての検討を行います。

基本施策２ 地域における子育て支援の充実

（１）地域における子育て支援サービスの充実

子育て家庭への適切な支援を行う観点から、地域における子育て支援ニーズに対応した保育サービスをはじめ、子育て支援に関する情報提供や相談支援等の充実が求められています。

① 放課後児童健全育成事業の拡充 （放課後児童クラブ）	担当課： 学校教育課

保護者が就労や母子・父子家庭等の事情等により、昼間保護者が家庭にいない小学生を対象とし、放課後や長期休暇中に、適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブへの運営の支援を行います。また、「放課後児童クラブに関する運営指針」にて示されている保育の基準が保たれるよう、町立及び民間児童クラブとの合同の会議や研修等に取り組むとともに、町立の２児童クラブの施設については、引き続き老朽化対策等の検討を行います。

② 認定こども園における預かり保育事業

担当課： 学校教育課

在園児を対象とし、通常の教育時間終了後をはじめ、長期休暇中や土曜日に預かり保育を行います。今後も提供体制に配慮し、必要に応じて預かり保育に対応した保育士の確保等に取り組みます。

③ 地域子育て支援センター事業

担当課： 学校教育課

保育所に通所していない保護者の育児相談や、様々な子育て情報発信の拠点としての活動を行います。今後は、情報発信等の充実とともに、育児相談については、保護者ニーズに対応し必要に応じて保健センターにつなげていきます。

④ 病児・病後児保育事業

担当課： 学校教育課

子どもが病気回復期や軽い病気の状態にあるため、保育施設への登園ができない場合に、子どもの保育を行う事業です。本町においては町内での対応が難しく第３期での提供はできませんが、小児科医が近隣町村になく、不安を抱いている世帯が第 2 期に引き続き多いことを踏まえ、優先的な課題である医療機関・提供体制の充実について、関係課や医療機関等への働きかけや情報提供等を継続して行います。

⑤ 一時預かり事業

担当課： 学校教育課

保護者が仕事、疾病、行事等の理由により、一時的に保育を要する１歳程度から就学前児童を対象に、保育所やこども園において預かり保育を行います。また、短時間での預かりにも対応しています。今後は、利用希望の増加傾向がみられることから、動向をみながら提供体制の拡充に取り組みます。

⑥ 保育料の軽減措置

担当課： 学校教育課

３～５歳児については、令和元年 10 月から保育料を無償化しています。０～２歳児については、保育料を国基準の半額としています。また、きょうだいの年齢に関係なく第２子保育料を半額、第３子以降保育料を無償化しています。

なお、０～２歳児の保育料については、ご家庭で保育されている世帯も多いことから、利用者負担をお願いしています。

⑦ 保育所地域活動事業

担当課： 学校教育課

保育所において、世代間交流や異年齢児交流等、地域とのふれあい活動を行う事業です。本町の場合、新型コロナウイルスの５類移行後は徐々に異年齢児交流等が再開されているものの、地域を対象とした事業については実施できていない状態となっており、今後は、保育所と地域を対象とした事業実施についての検討を行います。

⑧ 認定こども園・保育所における子育て相談事業

担当課： 学校教育課

認定こども園・保育所において、子育て相談や情報提供を行います。今後は、情報提供の方法や内容について検討するとともに、相談内容や必要に応じて、保健センターや専門機関につけなげていきます。

⑨ 子育てひろばの運営

担当課： 学校教育課

子育てに関する不安の軽減や地域からの孤立化を解消できるよう、主に乳幼児をもつ子育て中の親子の交流やつどいの場の提供を行います。現在、交流の場としての利用者が増加傾向にある中、今後も運営の充実に取り組みます。

⑩ 子育て支援情報の発信

担当課： 保健福祉課

子育て支援事業に関する情報を町の広報誌等に随時掲載します。また、「子育てガイドブック」を発行し、保健センターで母子健康手帳交付時に配布するとともに、希望者への配付を随時行います。

⑪ 延長保育事業

担当課： 学校教育課

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に伴う延長保育の必要性に対応するため、保育所の開所時間（11 時間）を超えて保育を行う事業です。第２期期間中では、開所時間を超えての利用希望がなく、今後も利用希望の状況と職員確保の関係を考慮した検討を行います。

⑫ 休日保育事業

担当課： 学校教育課

保護者が勤務や家庭状況により、休日の保育を希望する場合に保育を行う事業です。第２期期間中では、いずれかの保護者が家庭にいる状況であったことから未実施となっていますが、今後も、保護者のニーズを考慮しつつ、事業の実施についての検討を行います。

（２）子育て支援ネットワークづくり

地域の子育てサークルや NPO が行う子育て支援活動等、様々な子育て支援活動のネットワークづくりの推進が求められています。

① 「子育て支援ネットワーク会議」の開催	担当課：保健センター
地域において子育て支援を行っている各団体の連携を図るため、子育て支援ネットワーク会議を開催する事業です。第２期期間中では、活動する団体がなかったことから未開催となっていましたが、今後も、団体数の増加が見込まれた際には会議の開催についての検討を行います。	

② 子育てサークル等の活動支援	担当課：保健センター
育児サークルが自立した活動を行うことができるよう、指導者の育成や相談支援をはじめ、公民館や地域集会施設等の場の提供を支援するとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、子育てサークルの育成・支援を行う事業です。第２期期間中では、活動する団体がなかったことから活動支援の実績はありませんでしたが、今後も、団体数の増加が見込まれた際には活動支援についての検討を行います。	

（３）子どもの健全育成

子どもの心身の健やかな発達と豊かな人間性を育むため、関係機関と連携し、学校等の社会資源や自治会等を活用した取り組みや、地域において子どもが安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくり等が求められています。

① 学校・家庭・関係団体が連携した 地域ぐるみのサポート体制の整備	担当課： 学校教育課
不登校対策に関する教員の研修や家庭への訪問指導等に取り組みます。また、中核的機関については、現在のところ未整備となっており、今後は整備の必要性を含めて検討を行います。	

② 地域安全活動推進事業

担当課： 社会教育課

コンビニエンスストア・書店等に対し、青少年にとって悪影響を与える恐れのある情報や商品、サービスの提供等の有害環境除去の活動への理解促進に取り組みます。また、コンビニエンスストア等に対し、群馬県青少年健全育成条例で指定されている有害図書等のパトロールを行います。さらに、学校の登下校時における、あいさつ運動の実施等とともに、町内のコンビニエンスストアに対する「青少年を取り巻く社会環境実態調査」の実施に取り組みます。

③ 「公民館事業講座」の開催

担当課： 社会教育課

就学前児童や小学生を対象に、各公民館での「土曜教室・教養講座等」の開催のほか、他の町施設も活用しながら「おもしろ科学教室」の開催に取り組みます。

④ 「高齢者と子どもの交流イベント」の開催

担当課： 学校教育課、保健福祉課

認定こども園や高齢者の福祉施設において、地域の高齢者と幼児との交流イベントを行う事業です。第２期期間中では、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となっており、今後はイベント開催の必要性を含めて検討を行います。

⑤ 認定こども園の園庭・園舎の開放

担当課： 学校教育課

２歳児を対象とした１日入園の実施の他、認定こども園の園庭を遊び場として開放を行います（園により園庭開放する期日・時間は異なります）。

⑥ 遊び場環境の整備（遊び場利用推進事業）

担当課： 学校教育課

小学校の学校施設（主に校庭）において、在学する児童の健全な遊び場として利用し、放課後の児童の安全な遊び場の確保に取り組みます。なお、学校によってはスクールバスによる下校等により、児童の利用状況は様々であることから、児童の利用にあたっては各学校と協議の上、遊び場環境を提供していきます。

⑦ 青少年問題協議会の開催

担当課： 社会教育課

青少年の指導・育成・保護等について、総合的施策の樹立に必要な重要事項を調査・審議する会議を開催する事業です。第２期期間中では、青少年に関する問題として特に協議する事案がなかったことから未開催となっていましたが、今後も、青少年に関する問題が発生した際には協議に向けた開催に取り組みます。

⑧ 青少年健全育成活動の推進	担当課： 社会教育課

青少年の健全育成及び非行防止に向け、関係機関との連携調整に取り組みます。また、青少年健全育成に関するポスターの掲示やリーフレットの配布、広報紙の掲載等の啓蒙活動を行うとともに、青少年育成補導推進員による学校訪問活動等や、必要に応じパトロールの実施等に取り組みます。

⑨ 主任児童委員、民生委員・児童委員活動事業	担当課： 保健福祉課

主任児童委員、民生委員・児童委員の協力をいただき、地域における不登校や青少年の非行問題の対応等、担当地区の見守り活動を行うとともに、問題を早期に把握し、関係機関に情報をつないでいきます。

（４）子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担が軽減でき、安心して子育てができるよう、子育て支援に関する助成等の充実が求められています。

① 安心出産・宿泊支援事業補助金	担当課： 保健センター

町外の医療機関において、妊婦と付き添い者１名を対象とし、出産する場合の宿泊費及び交通費を補助する制度です。車を持たない外国人の妊婦が増えていることから、今後は、妊娠届け出時等において、外国人の妊婦を含めた制度の確実な周知に取り組みます。

② 出産祝金支給事業	担当課： 保健福祉課

子育て支援及び少子化対策事業の一つとして、出産に対し祝金を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る制度です。現在町では、出産祝金として、第１子５万円、第２子 10 万円、第３子 20 万円の祝金を支給しています。

③ 子どもの医療費助成	担当課： 保健福祉課

18 歳年度末までの子どもを対象に、保険医療費の自己負担分を公費で負担する制度です。（群馬県内一律実施）

④ 不妊治療費助成

担当課： 保健センター

不妊治療を受けている夫婦からの申請により、不妊治療費に要する医療費の自己負担分の一部を補助する制度です。

⑤ 入学祝金支給事業

担当課： 学校教育課

子育て支援及び少子化対策事業の一環として、小学校と中学校に入学する児童の保護者へ祝金を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る制度です。現在町では、小学校入学祝金３万円と中学校入学祝金８万円を支給しています。

⑥ 児童手当の支給

担当課： 保健福祉課

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成に資するため、18 歳年度末までの児童・生徒を養育している保護者に対し、手当を支給する制度です。

⑦ 就学援助費の支給

担当課： 学校教育課

経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を援助する制度です。

⑧ 高校生通学定期代補助

担当課： 学校教育課

子育て環境の整備及び定住促進を図るために、高等学校や町外の小中学校へ通学する学生の保護者で、公共交通の通学定期乗車券を購入した人に対し、通学定期代を補助する制度です。

⑨ 育英資金貸付事業

担当課： 学校教育課

町内に生活の本拠を有する、身体健全・成績優秀であり、経済的理由により就学困難な学生や高校生等に対し、学資として「奨学金」を貸与する制度です。

また、入学金や独り暮らしのためのアパート等契約時に必要とされる経費の支出にあたり、「入学準備金」貸与制度を新たに設け、学生や高校生等の保護者に対する貸与を行っています。

⑩ 給食費の無償化	担当課： 学校教育課

認定こども園（3 歳児）から中学生までの給食費を無償としています。就学後の児童・生徒においては、町立学校在籍児童等はもとより、「東吾妻町町外小中学校等給食費補助金交付要綱」により、町外の小中学校に通学する児童等の保護者に対しても補助金を交付します。

⑪ 子育て支援金	担当課： 保健福祉課

年度内に１歳及び２歳に達する乳幼児を養育する保護者に対し、対象乳幼児一人につき３万円を支給します。

⑫ 英語検定料及び漢字検定料補助金	担当課： 学校教育課

児童・生徒の学力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、英語検定及び漢字検定受験における検定料を補助します。

⑬ 遠距離通所費・通学費補助金	担当課： 学校教育課

遠距離の通所（保育所・こども園）、通学（小・中学校）を行う子どもの保護者に対し、経済的な負担軽減等のため、距離に応じ補助金を交付します。

⑭ 自転車通学用ヘルメット購入補助金	担当課： 学校教育課

中学校の通学において、自転車を使用する生徒の安全確保及び保護者の経済的負担軽減のため、購入に要する費用について補助します。

基本施策３ 援助が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取り組みの推進

（１）児童虐待防止対策の充実

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止に向け、要保護児童の早期発見体制の整備等、様々な関係機関等と連携した地域全体での取り組みの充実が必要とされています。また今後は、新たな取り組みとして、重層的支援体制整備事業や「こども家庭センター」（仮称）の整備が予定されています。

① 児童虐待防止事業	担当課： 保健福祉課

要保護児童の適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会を毎月開催し、関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて個別ケース会議を行います。

今後は、令和８年度から実施する重層的支援体制整備事業により、関係機関との連携を強化し、複雑化・複合化した子育て家庭の支援ニーズに対応するため取り組みます。

また、設置が求められている「こども家庭センター」（仮称）の整備を進め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応していきます。

② 主任児童委員、民生委員・児童委員との連携	担当課：保健福祉課

児童虐待の早期発見、早期対応に向け、主任児童委員や民生委員・児童委員の協力をいただき、地域における児童虐待等、担当地区の見守り活動を行います。

③ 乳幼児健診における育児支援強化事業	担当課： 保健センター

ハイリスク家庭を早期に把握し、相談しやすい関係性を構築する等、きめ細やかな支援に取り組みます。また、乳幼児健診の際に、育児不安や悩みに関する個別の相談指導を行います。

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定に向け、生活の自立に必要な相談支援や経済的な支援が求められています。

① ひとり親家庭等医療費の支給	担当課： 保健福祉課

18 歳年度末までの児童を養育するひとり親家庭等の保険医療費の自己負担分を公費で負担する制度です。

② 児童扶養手当の支給	担当課： 保健福祉課

生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図るため、離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している保護者に対し、手当を支給する制度です。

③ ひとり親相談事業	担当課： 保健福祉課
ひとり親家庭の身上相談に応じ、ひとり親家庭の自立に必要な指導等に取り組みます。	

（３）障がい児対策の充実

障がい児等の健やかな育成を支援するため、障がいの疑いがある段階から学校卒業まで切れ目のない支援を提供・充実していくことが必要とされています。

① LD、ADHD、高機能自閉症等のある子どもに対する総合的な教育支援体制の整備推進	担当課： 保健センター、学校教育課
通常の学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症等、特別な支援が必要な児童・生徒の情報共有とともに、指導者のスキルアップを目的に研修会や各関係機関の連携強化を図る等、総合的な教育支援体制の整備に取り組みます。	

② 補装具交付等	担当課： 保健福祉課
身体障がい児の失われた部位を補って、日常生活を容易にするために、補聴器や義足、車椅子等の補装具の購入・修理に要した費用を補助する制度です。	

③ 日常生活用具給付等事業	担当課： 保健福祉課
在宅の身体障がい児に対し、訓練いすや入浴補助用具、移動用リフト等の日常生活用具を給付又は貸与する制度です。	

④ 障がい児保育事業	担当課： 学校教育課
町内の保育施設において、保護者の意向や児童の障がいの程度に関し事前に相談の上、保育の必要性のある集団保育が可能な障がいのある児童の保育に取り組みます。	

⑤ 特別支援教育の推進	担当課： 学校教育課
保護者の意見を尊重しながら、対象となる児童・生徒の特徴を総合的に判断し、特別支援学級・通級等での受け入れを行います。特別支援学級・通級での指導計画・指導内容については、今後より精度を高めていくため、研修等の実施や情報共有について方法等の検討に取り組みます。	

⑥ 障がい児通所支援

担当課： 保健福祉課

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」をはじめ、学校授業終了後や休業日に通所により生活能力の向上のための必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行う「放課後等デイサービス」や、保育所等の集団生活を営む施設に通う障がい児に当該施設を訪問し同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」等を提供するサービスです。

⑦ 短期入所

担当課： 保健福祉課

在宅の障がい児を介護している人が病気等で介護できない場合に、施設に障がい児を一時入所できるサービスです（障害福祉サービス）。

⑧ 特別支援教育就学奨励事業

担当課： 学校教育課

特別支援教育を受ける児童を養育する世帯への経済的負担を軽減するため、特別支援学校児童生徒就学援助金と特別支援教育就学奨励費を支給する制度です。

⑨ 日中一時支援事業

担当課： 保健福祉課

家庭の介護が受けられず、一時的に介護が必要な心身障がい児に対し、町に登録した介護者（団体）が介護サービスの提供を行います。

⑩ 認定こども園の障がい児受け入れ体制の整備・充実

担当課： 学校教育課

個別の指導計画と支援計画を作成し、必要に応じて支援員を配置し、障がい児の受け入れ体制の整備・充実に取り組みます。また、障がい児の受け入れについては、今後も保護者の意向を確認し、必要な支援を行っていきます。

⑪ 児童相談所と保健・医療機関との連携

担当課： 学校教育課

児童相談所による相談支援の充実を図るとともに、適切な療育サービスを提供できるよう、必要に応じ要保護児童対策協議会も含め、関係機関との連携強化に取り組みます。

⑫ 特別児童扶養手当の支給	担当課： 保健福祉課

精神又は身体に障がいのある 20 歳未満の児童・生徒を養育している保護者に手当を支給する制度です。

⑬ 医療的ケア支援事業	担当課： 保健福祉課

看護師が配置されていない認定こども園・保育所等において、医療的ケアを必要とする障がい児に対し、主治医の指示に基づき、看護師が処置を行います。

⑭ 育成医療給付事業	担当課： 保健センター

身体に障がいのある児童や放置すれば将来障がいを残すおそれが大きい病気のある児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関での入院治療、手術等の費用の一部を公費により負担する制度です。

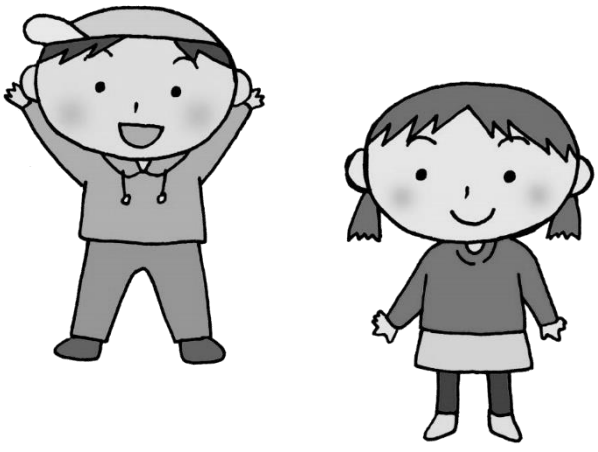

基本目標２　安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

基本施策１　母親と子どもの健康の確保と増進

（１）子どもや母親の健康の確保

妊娠期からの母子等の健康の保持・増進に関する支援に向け、適切な健康診査や保健指導等が必要とされています。また、必要に応じた相談支援等の充実も求められています。

① 子育てに係る一体的な相談支援の充実

担当課：　保健センター

妊娠届等の機会に得た情報をもとに、妊娠・出産、子育てに関する相談に対し必要に応じて個別に支援プランを作成し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目ない支援を行う事業です。

今後は、子育て世代包括支援センターでの取り組みを含めた、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を行う「こども家庭センター」（仮称）を設置し、相談窓口としての関係機関の連携強化など相談支援体制の充実を図ります。

② 母子健康手帳の交付

担当課：　保健センター

妊娠から出産・育児まで、母子の一貫した健康状態等を記録する手帳を交付します。また、妊娠届時には保健師が面談し、手帳の交付と情報提供を行うとともに、アンケートにより問題点を把握し、必要な支援につなげていきます。

③ 妊婦一般健康診査

担当課：　保健センター

妊婦と胎児の健康保持に向け、妊娠の届け出をした人を対象に、14 回分の妊婦健康診査受診票を交付し、定期的な健康診査を行います。

④ 産婦健康診査

担当課：　保健センター

産婦の産後うつに焦点を当てた、産後２週間健診と産後１か月健診の２回の健康診査を行います。また、ハイリスク産婦の方には、病院との連携をとり、早期の相談対応等に取り組みます。

⑤ 産後ケア

担当課： 保健センター

産婦が安定した状態で、子育てができるよう支援を行います。また、妊娠届時や出生後訪問時に産後ケアの周知を行い、希望する産婦が心身ともに安心して育児ができるよう、産後ケア利用の促進に取り組みます。

⑥ 新生児聴覚検査

担当課： 保健センター

新生児の難聴の早期発見と早期治療に向けての検査を行います。

⑦ ハイリスク妊産婦訪問指導

担当課： 保健センター

ハイリスク妊産婦に対し、保健師による家庭訪問指導を行います。また、母親の就労後の支援の継続が難しいことから、相談しやすい関係性の構築やきめ細やかな支援に取り組みます。

⑧ こんにちは赤ちゃん事業

担当課： 保健センター

育児不安の軽減や育児支援を目的として、生後４か月までの乳児をもつ全家庭を対象に、保健師による家庭訪問を行います。また、必要に応じ、助産師や栄養士による訪問を行います。さらに対象者によっては、保健センターへの来所を希望される人がいるものの、家庭訪問でしか得られない状況の把握の重要性に留意し、全数訪問に取り組みます。

⑨ 歯科健診・歯科指導

担当課： 保健センター

１歳６か月児健診、３歳児健診及び歯っぴい歯科健診で、歯科健診及び歯科衛生士による歯科指導を行います。また、１歳児健診やラッコクラブでも歯科指導を実施します。さらに、妊婦歯科健診の受診率が低いことから、今後は、妊娠届時に妊婦歯科健診の受診勧奨に取り組みます。

⑩ 認定こども園の歯科保健指導

担当課： 保健センター

認定こども園と連携し、食育講話や虫歯・歯周病予防に関する講話とブラッシング指導を行います。

⑪ 歯っぴい歯科健診の開催

担当課： 保健センター

２歳、２歳６か月、３歳６か月、４歳、４歳６か月、５歳、５歳６か月、６歳までの幼児を対象に、フッ素塗布により歯質を強め、虫歯を防ぐ健診を開催します。また、１歳６か月児健診・３歳児健診に比べ、受診率が低いことから、今後は、初めてフッ素塗布を実施する１歳６か月児健診で、定期的なフッ素塗布が虫歯予防に有効な手段であることを周知するとともに、口腔内の環境の改善が将来の生活習慣病予防につながることの周知に取り組みます。

⑫ 小学生フッ素塗布

担当課： 保健センター

小学生を対象に、フッ素塗布受診券を配布します。また、受診率が低いことから、今後は、歯っぴい歯科健診等を通じ、小学生になっても引き続きフッ素塗布することの大切さの周知に取り組みます。

⑬ 乳幼児健診事業

担当課： 保健センター

４か月～３歳児の乳幼児を対象とした健康診査を行うとともに、健診受診率100%を目指した取り組みを進めます（４か月児、７～10 か月児、１歳児、１歳６か月児、３歳児）。今後も、健診結果を基にした疾病・障がい等の早期発見とともに、乳幼児の成長や発達の確認や育児相談、育児支援等につなげます。

⑭ 予防接種事業

担当課： 保健センター

公衆衛生の向上と増進に向けて、伝染の恐れがある疾病の発生とまん延を予防するために、予防接種を行います。今後は、適切な時期に接種できるよう、新生児訪問や健診の機会を利用し接種勧奨を行うとともに、間違い接種を防止するために母子健康手帳の持参を徹底し、確実な接種記録の確認・記載に取り組みます。

⑮ 乳幼児訪問指導

担当課： 保健センター

子育て期にある親が安心して過ごせるよう、保健師等が家庭訪問をし、正しい知識の普及と不安の軽減に取り組みます。また、継続支援の必要な家庭に対し家庭訪問を行うとともに、必要に応じて他機関等の紹介や受診等につなげます。

⑯ 未熟児等訪問指導

担当課： 保健センター

未熟児等の親に対し、心のケアと育児支援を目的として、保健師や看護師、栄養士等による訪問を行うとともに、必要な支援につなげます。

⑰ 乳幼児突然死症候群予防対策

担当課： 保健センター

出生後の訪問時に、保護者に対して、乳幼児突然死症候群のパンフレットを活用した予防対策の啓発に取り組みます。

⑱ 児童相談所精密検査

担当課： 保健センター

乳幼児健康診査等の機会に専門機関での精密検査が必要とされた子どもの保護者に対して、早期療育につながるよう支援を行います。

⑲ コンサルテーション

担当課： 保健センター

集団生活に馴染みにくい子どもへの接し方について、保育士・教諭等関係者に対し医師・心理士等専門職からアドバイスを行い、療育環境の整備につながるよう支援します。今後も、各認定こども園や小学校と連携を図り、必要に応じてコンサルテーションの紹介に取り組みます。

⑳ マザー＆チャイルド

担当課： 保健センター

１歳６か月児健診・３歳児健診等で子育てに不安を訴える保護者に対し、保育士・心理士・理学療法士等専門職からアドバイスを受けられるよう、事業への参加促進につながる取り組みを進めます。

㉑ 特定疾患等患者見舞金支給

担当課： 保健福祉課

町内の小児慢性特定疾患の対象児とその保護者を対象に、見舞金を支給する制度です。

（２）子育て家庭の育児力向上の推進

保護者の育児力の向上に向け、子どもの発育や食事等に関する健康相談を行うとともに、子育てに関する学習機会や情報提供の充実が必要とされています。

① マタニティクラスの開催

担当課： 保健センター

妊婦とその家族を対象に、妊娠や出産、育児に関する講話、実習、妊婦同士の交流等を行います。今後は、妊娠・出産・育児の知識を身につけながら、仲間づくりができるよう、初産婦、経産婦がともに参加できる内容の検討とともに、参加しやすいよう開催時期の検討に取り組みます。

② 妊産婦健康相談

担当課： 保健センター

妊産婦の悩みや不安等に対し、保健師による面接や電話による相談を行います。今後も、補助金申請や予防接種等のあらゆる機会を通じて、健康相談を行っていきます。

③ 乳幼児健康相談

担当課： 保健センター

保健師や栄養士による乳幼児の身体計測、健康相談や育児相談を行います。また、毎月の定期相談日にこだわらず、健康相談ができる機会の拡大に取り組みます。

④ 健康相談事業

担当課： 保健センター

親子の心身両面の健康増進に向け、育児に関する悩みをもつ保護者と妊婦を対象に、育児全般に対する相談を行います。今後も、妊娠期から子育て期間を一貫して担当できるよう、地区担当の保健師による相談支援に取り組みます。

⑤ 心理相談事業

担当課： 保健センター

子どもの発達に不安がある保護者が必要な時に速やかに相談へつなげられるよう、心理相談の必要性を説明し広く周知を行うとともに、心理士と連携を図っていきます。

⑥ 発達相談事業

担当課： 保健センター

乳幼児健診時や健康相談時において、運動発達や言語発達の経過観察が必要と思われる乳幼児に対し、理学療法士や言語聴覚士等専門職による相談を必要に応じて行います。今後は、参加者のニーズに合わせて、相談事業の充実に取り組みます。

⑦ ペアレントキッズ教室の開催

担当課： 保健センター

発達に偏りがある子どもの体づくりを中心とした親子教室を開催します。今後も、働く親が参加しやすいように土曜日開催とし、新規参加者が増えるよう、周知の充実に取り組みます。

⑧ ペアレントプログラムの実施

担当課： 保健センター

楽しい子育てのための「褒めるコツを学ぶ講座」を開催します。３歳から６歳までの子どもをもつ親を対象として、グループでの会話の中で自分の子育てを振り返りながら学ぶことで、楽しく子育てをする自信をつけるとともに、子育ての仲間を見つける機会としていきます。

⑨ 幼児安全法教室の開催

担当課： 保健センター

日本赤十字社群馬県支部に依頼し、子どもに起きやすい病気や事故の予防と手当てについて、４か月～２歳児をもつ保護者を対象に、実習を中心とした教室を開催します。また、参加者が減少していることから、今後も周知等の検討に取り組みます。

⑩ 離乳食教室の開催

担当課： 保健センター

３か月～１歳児とその保護者を対象に、育児サークル（ラッコクラブ）の中で、離乳食の基本や作り方、試食を内容とする教室を開催します。また、助産師による母乳相談も定期的に行います。

⑪ ラッコクラブ活動の推進

担当課： 保健センター

乳児とその保護者を対象に、保護者同士の交流や情報交換、育児情報の提供等を行います。また、出生数の減少に伴い参加者数が減少していることから、今後も対象者のニーズに合う内容の見直しの検討に取り組みます。

⑫ ピヨピヨクラブ活動の推進	担当課： 保健センター

就園前の乳幼児とその保護者を対象に、遊びを通じた心身の発達を促す活動を行います。また、出生数の減少や保育所入所等により参加者数が減少していますが、親子の友達づくりや育児の情報交換、相談等リフレッシュできる場となるよう今後も継続していきます。

⑬ 親子遊び等の紹介	担当課： 保健センター

育児サークルのラッコクラブやピヨピヨクラブとともに、１歳６か月児と３歳児の健診時に、遊びについてのチラシの配布等を通じ、親子でできる遊びの重要性を伝えるとともに、子どもの発育・発達に合わせた遊びの紹介に取り組みます。

（３）「食育」の推進

子育て家庭が健全な食生活を実践し、健康で心豊かな生活を送れるよう、食育に関する意識啓発をはじめ、指導や相談支援等をしていくことが必要とされています。

① 妊娠期からの食育の推進	担当課： 保健センター

初産婦、経産婦の希望者に対し、食生活調査を行います。また、マタニティクラスにおいて、家族でのよりよい食生活の実践を目指し、妊娠期や授乳期における食育講話を行い、妊娠中の栄養・食生活だけでなく、家族の生活習慣病の予防につながるよう取り組みます。

② 離乳食教室の開催	担当課： 保健センター

育児サークルのラッコクラブにおいて、離乳食の講話と調理実習、試食を行い、個別相談にも対応していきます。

③ 親子食育教室の開催	担当課： 保健センター

放課後児童クラブと連携し、また、小学生とその保護者を対象に、食生活改善推進協議会会員による調理実習、試食等の講習会を行います。今後は、対象者のニーズを調査し、より参加しやすい形態での開催を検討するとともに、感染症対策に配慮した講習会の実施に取り組みます。

④ 乳幼児栄養相談・食事指導実施

担当課： 保健センター

乳幼児健診において、個別に栄養相談を実施するとともに、保護者を対象とした栄養相談に関する事前アンケートを基に、乳幼児の保護者に対する食生活改善アドバイス等を行います。また、対象者を待たせることなくスムーズに相談に応じられるよう、スタッフや運営体制等の充実に取り組みます。

⑤ 地産地消事業

担当課： 学校教育課

学校給食の「地域食材の日」に、地元の食材や旬の素材を利用した給食の提供を行います。第２期期間中では未実施となっていましたが、今後は、計画内容に沿って給食の提供に取り組みます。

⑥ 認定こども園・小学校での食育講話の開催

担当課： 保健センター

認定こども園と連携し、歯磨き教室時に保護者に対する食育教育を行います。また、学校教育課と連携した就学時健診における食育講話や、栄養士が小学校を訪問し、児童に向けた食育講話を行います。

⑦ 中学校郷土料理講習会の開催

担当課： 保健センター

中学校と連携し、郷土料理を学ぶ中学２年生の家庭科の時間に、食生活改善推進協議会による「おきりこみ」の調理実習とともに、地場産の野菜を活用した郷土料理を学ぶ講習会を行います。

⑧ 生活習慣病予防食事調査

担当課： 保健センター

小学５年生と中学１年生全員を対象に、生活習慣病予防健診実施時に合わせ、食事調査を実施します。また、食事調査実施後は食育講話や個別で結果説明を行い、より生活の改善に活かせるよう指導します。さらに、経過観察者の中学２年・３年生の実施に取り組みます。

（４）思春期保健対策の充実

思春期における心身の健康の向上には、必要な知識や態度を身につけるとともに、教育機関だけでなく、保健や医療の関係者が連携していくこと等が必要とされています。

① 思春期講演会の開催	担当課： 保健センター

中学校と連携し、専門医師によるエイズ健康教育を行います。エイズ教育は、単なる性教育ではなく、人としてどうあるべきかを見つめ直す、言わば人権教育でもあることから、今後も継続実施に取り組みます。

② 心の講演会の開催	担当課： 保健センター

中学校と連携し、心の健康教育として、外部講師による自殺予防対策としての講演会の開催に取り組みます。また、小学校と連携し、ゲートキーパー養成研修を行います。

③ いじめ防止教育・いじめ防止子ども会議の開催	担当課： 学校教育課

いじめ防止に向け、資料等を活用した教育の実施や郡内で開催される情報交換会等への児童等の参加の促進に取り組みます。また「東吾妻町いじめ防止子ども会議」を開催し、管内小中学校の児童等の意見交換を図る等、いじめ防止の啓発に取り組みます。

④ がん教育講演会の開催	担当課： 学校教育課

学校にがん教育が義務化されたことを受け、小学校及び中学校を対象に、外部講師によるがん教育講演会の開催に取り組みます。

⑤ 喫煙や薬物等に関する教育	担当課： 学校教育課

小学校及び中学校を対象に、保健体育や特別活動を通して、喫煙・飲酒・薬物についての指導を行います。また、薬物乱用防止教室を毎年行います。

⑥ 学校保健委員会の活用	担当課： 学校教育課

小学校及び中学校を対象に、学校行事の一環としての学校保健委員会を活用し、学校が保護者や学校医等を交え、健康課題に対する取り組みの情報共有等を図ります。

（５）小児医療の充実

子育て家庭への医療サービスの提供・確保に向け、適正医療に向けた普及啓発の強化をはじめ、医師会や関係機関と協力した小児医療体制の整備の働きかけ等が必要とされています。

① 小児救急医療体制への働きかけ

担当課： 保健センター

安心して医療を受けられる初期救急医療体制の整備を目指して、原町赤十字病院への協力を求める事業です。町では、総合計画の重点施策として設置されている「原町赤十字病院との連携強化部会」で要望していますが、慢性的な医師不足により厳しい状況があるため、協議の中で、今後も引き続き、体制整備の働きかけに取り組みます。

② 子どもの医療費助成【再掲】

担当課： 保健福祉課

18 歳年度末までの子どもを対象に、保険医療費の自己負担分を公費で負担する制度です。（群馬県内一律実施）

③ 医療機関情報の提供

担当課： 保健センター

医師会や関係機関と協力し、医療機関等に関する情報提供を行う事業です。今後も、新生児訪問時に子ども医療電話相談（#8000 カードの配布）と群馬県統合型医療情報システムのテレホンサービスの紹介（68-2399）を行います。

④ 未熟児養育医療給付事業

担当課： 保健センター

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。今後は、妊婦期又はそれ以前の時期の健康づくりについて、正しい情報提供に取り組みます。

基本施策２　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

（１）次代の親の育成

子どもたちが将来のそれぞれの社会観や仕事観をもち、進路を主体的に考える力を育めるよう、職場体験の充実が必要とされています。また、次世代の親となる子どもが、子育ての大切さや素晴らしさを学ぶ場や機会が求められています。

① 職場体験の充実（キャリア教育推進事業）	担当課：学校教育課
中学校期における「職業」や「仕事」に対する意識啓発に向け、町内企業や行政機関への職場体験を行います。	

② 青少年の母親・父親意識づくり教育の実施	担当課：学校教育課
学校教育の一つとして、次代の母親・父親としての意識啓発に向け、様々な機関が発行している啓発リーフレット等の情報提供に取り組みます。	

（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、確かな学力の向上をはじめ、豊かな心の育成や健やかな体の育成、地域に根差した特色ある学校づくり等の学校の教育環境づくりが必要とされています。

① 情報教育の充実	担当課： 学校教育課
幼児・児童・生徒等とその保護者の意識啓発に向け、様々な機関が発行している啓発リーフレット等の情報提供に取り組みます。	

② スポーツ教室の開催	担当課： 社会教育課
町のスポーツ協会と連携し、各種スポーツ教室を定期的に開催します。今後は、より多くの住民に関心をもって参加してもらえる教室となるよう、親子、子ども等それぞれをターゲットとした新たなプログラムの創出に取り組みます。	

③ きめ細かな指導の充実（小学校）

担当課： 学校教育課

マイタウンティーチャーや支援員等を適切に配置し、学校生活への適応指導や支援を行います。また、児童の学力向上のための少人数学習指導や個別指導を行います。

④ きめ細かな指導の充実（中学校）

担当課： 学校教育課

マイタウンティーチャーや支援員等を適切に配置し、生徒一人ひとりにきめ細やかな指導のできる体制をつくり、少人数学習指導や個別指導を行います。

⑤ 外国語教育の向上

担当課： 学校教育課

中学校に１名、小学校に３名（うち１名は中学校兼務）の外国語指導助手を配置し、外国語教育の充実とともに、国際理解や語学力の向上に取り組みます。また、令和４年度から配置した外国語教育コーディネーターを認定こども園や子育て支援拠点等へ派遣し、幼少期から外国語に慣れ親しむ環境を整えます。

⑥ 外部人材の活用

担当課： 学校教育課

授業の一部を、学校外の専門的な知識や技能を有する社会人が担当する教育を行う取り組みです。第２期計画期間中では未実施となっていましたが、今後は、体力の向上や体づくり等を目的とした外部講師の活用等の検討に取り組みます。

⑦ 道徳教育の充実

担当課： 学校教育課

学校における道徳教育を充実するとともに、家庭や地域社会におけるあいさつ運動の推進に取り組みます。

⑧ 多様な体験活動の機会の充実

担当課： 学校教育課

自然体験や栽培活動（田植え体験）、ボランティア活動、伝統文化を学ぶ活動、その他地域や友好都市との交流等、各学校において実施している特色ある教育活動において支援を行います。

岩島小学校では、地域の伝統的な行事である「岩島麻挽き」体験を従来から行っています。また、第２期計画期間中においては、東吾妻中学校と台湾基隆市の中学校との交流が始まっており、今後も引き続き、各学校における、更なる多様な体験活動の機会充実に取り組みます。

⑨ 芸術鑑賞会の実施

担当課： 学校教育課

各学校で移動音楽教室や演劇鑑賞会等の開催に取り組みます。また、群馬交響楽団による移動音楽教室については、次回令和８年度を予定しています。

⑩ 福祉教育の推進

担当課： 学校教育課、保健福祉課

授業内容として計画的に位置づけ、福祉教育の推進に取り組む事業です。第２期計画期間中では、授業の中ではそれぞれ取り上げているものの、計画的な位置づけまでは達していないことから、今後は、他の事例等情報収集を行う等、取り組み内容の整理・検討を行います。

⑪ 環境教育・情操教育の推進

担当課： 学校教育課

各小中学校における花の栽培活動を通して、環境の大切さや生命尊重の心等の育成に取り組みます。

⑫ スポーツ少年団支援事業

担当課： 社会教育課

スポーツ少年団に対し、育成・指導と援助を行う事業で、指導者やリーダーの養成をするとともに、子どもの健やかな体の育成に取り組みます。また、社会環境の変化に伴い、スポーツに対する取り組み方も変化していることから、今後は、各団に対し積極的に情報発信し、適正な指導や対応を通じ子どもの健全な成長に資する活動となるよう、指導、支援の充実に取り組みます。

⑬ 体育授業の充実

担当課： 学校教育課

各学校において、体力向上プラン計画書及び報告書を作成する等体力向上のための教育実践を行います。

なお、第２期計画期間中の令和４年度には、東吾妻中学校が「ぐんまの子どもの体力向上推進事業モデル校」の指定を受け、指導計画や指導方法の工夫に取り組み、今後も引き続き、管内学校等へ実践の内容を広げていきます。

⑭ 健康教育（保健）の実施	担当課： 学校教育課、保健センター

小学校及び中学校でのがん教育講演会や思春期講演会、心の講演会の開催等、関係機関との連携により、小中学校を通じた健康指導の充実に取り組みます。

⑮ 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の推進	担当課： 学校教育課、社会教育課

地域や社会に開かれた学校づくりを進め、学校が家庭や地域と連携し、特色ある教育活動の充実に取り組む事業です。今後は、「地域とともにある学校」を目指すコミュニティ・スクールの推進に向け、学校運営協議会の実施とともに、地域の人材等の授業への活用等による地域学校協働活動の実施に取り組みます。

⑯ 小学校と中学校の情報交換会	担当課： 学校教育課

小学校と中学校の教諭等が情報交換を行い、生徒指導の共通実践や新入学児童の学校生活への適応に取り組みます。

⑰ 小中学校教職員の研修機会の充実	担当課： 学校教育課

小中学校教職員の資質向上に向け、群馬県教育委員会が実施する研修会への参加促進に取り組みます。また、生徒指導や教育相談に関する研修の実施や課題解決に向け、町教育研究会において柔軟な研修実施が図れるよう取り組みます。

（３）家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域全体で育てる観点から、学校や家庭、地域との連携をもとに、子育て家庭の家庭教育への支援とともに、地域の教育力の向上が必要とされています。

① 家庭教育学級	担当課： 社会教育課

家庭教育学級を行った認定こども園を対象に補助金を交付する事業です。認定こども園の保護者を対象に、子育て学習会や親子でふれあう体操等の講座を行います。

② 相談体制の整備

担当課： 学校教育課

スクールカウンセラー及び必要に応じスクールソーシャルワーカーを活用し、小中学校の児童・生徒及び保護者への相談支援に取り組みます。また、事務局に教育指導員を配置し、学校からの相談対応等を行います。

③ 子ども会等地域活動の機会の充実

担当課： 社会教育課

活動している３地区の子ども育成団体等連絡協議会に対し、活動支援金を交付する事業です。地域の子どもは地域で育てるため、地域や関係機関の協力のもと、スポーツやレクリエーション等の活動支援を行います。

④ 子ども読書活動推進事業

担当課： 社会教育課

読書を通じた子どもの健全な育成に向け、子ども読書活動推進事業の基本計画に基づき、各公民館での貸出図書の実施とともに、乳児期から本への親しみを持たせられるよう、７か月健診対象児に中央公民館で絵本をプレゼントするブックスタート活動に取り組みます。

⑤ 地域における子育てに関する活動の周知

担当課： 社会教育課

スポーツ推進委員による軽スポーツ講習会の周知やスポーツ協会による町民参加事業の周知に取り組みます。また、参加者の減少や固定化がみられることから、新たな軽スポーツ種目に取り組む等、子どもを中心により多くの体験を積んでもらえるよう事業を展開します。

⑥ 自然体験活動の取り組み推進

担当課： 社会教育課

「子ども宇宙教室」や「わんぱく kids」等、学校内外の自然環境での体験活動の充実に取り組みます。今後は、新たな自然体験活動の検討にも取り組みます。

基本目標３　子育てしやすい生活環境があるまちをつくる

基本施策１　子ども等の安全の確保と生活環境づくりの推進

（１）身近な居住・生活環境の整備

子育て家庭が安心して暮らせるよう、良好な住環境の維持・保全とともに、子どもたちが安心して遊べる環境の整備が求められています。

① 住環境の整備促進事業（地区計画）	担当課：建設課
良好な住環境の維持・保全に取り組むため、建物建築時に用途地域種類を確認するとともに、必要に応じ助言や指導を行います。	

② 公園整備事業	担当課：まちづくり推進課
子どもが遊べる環境を充実させるため、街区公園等の草刈り・トイレ清掃等の管理委託や遊具の点検・修繕とともに、必要に応じトイレの新設や洋式化、自動手洗化等に取り組みます。	

（２）子どもの交通安全の確保の推進

子育て家庭の交通事故防止対策の推進に向け、交通安全施設等の整備とともに、子どもを交通事故から守るチャイルドシート着用の促進や交通安全教育等の取り組み等が求められています。

① 交通安全施設等整備事業	担当課：　総務課、建設課
道路の新設や改良工事等と同時に道路区画線等の整備を行います。また、必要箇所に反射鏡や標識等の設置等、交通安全施設の整備に取り組みます。	

② 通学路の安全確保	担当課：　総務課、建設課、学校教育課
学校毎に通学路の安全点検調査を実施するとともに、関係事業課等の関係機関に対する危険箇所等の改善要請に取り組みます。	

③ 交通安全教室の実施	担当課： 学校教育課、総務課
認定こども園、小学校、中学校において、関係機関の協力を仰ぎ、交通安全教室の開催に取り組みます。	

④ 交通安全対策協議会の開催	担当課： 総務課
交通安全対策の推進に向け、交通安全対策協議会を開催し、関係機関との連携強化に取り組みます。	

⑤ チャイルドシート等購入補助事業	担当課： 総務課
乳幼児を交通事故から守ることを目的とし、チャイルドシート等を購入した保護者に対し、購入価格の１／２（20,000 円まで）を上限として、補助を行う制度です。	

⑥ チャイルドシート普及啓発活動事業	担当課： 総務課
育児サークル（ラッコクラブ）において、関係機関と連携し、チャイルドシートの正しい着用についての周知活動を行います。	

（３）犯罪等を防ぐ、安心・安全なまちづくりの推進

子どもが犯罪等の被害に遭わない地域づくりを進めるため、防犯設備の整備とともに、防犯に関する情報の提供やパトロール活動等が必要とされています。

① 防犯灯設置事業	担当課： 総務課
犯罪の抑止等に向け、LED 照明によるランニングコストの大幅な削減分を、新設箇所への対応とし、防犯灯を新設及び維持・管理に取り組みます。	

② 防犯カメラ運用事業	担当課： 総務課、学校教育課
犯罪の抑止等に向け、防犯カメラの効率的運用とともに、維持・管理に取り組みます。今後は、防犯カメラの増設について、各学校との検討に取り組みます。	

③ 防犯の広報啓発	担当課： 総務課
広報誌による防犯に関する啓発とともに、吾妻警察署生活安全課と連携し、登録制メールによる不審者情報等の配信に取り組みます。	

④ 防犯活動事業	担当課： 総務課
安心・安全な地域づくりに向け、各地区防犯協会において、防犯パトロール等の実施に取り組みます。	

⑤ 「こどもあんぜん協力の家」の登録推進	担当課： 総務課、 社会教育課
子どもを犯罪の被害から守るための情報交換を行うとともに、通学路に面し常時在宅している家を対象に、「こどもあんぜん協力の家」の登録の依頼を行います。	

⑥ 防犯指導推進事業	担当課： 総務課、 学校教育課
各校で「不審者侵入時の危機管理マニュアル」等を作成するとともに、不審者等に対応する防犯訓練の実施に取り組みます。	

⑦ カウンセリング事業	担当課： 学校教育課
要保護児童対策地域協議会又は保健福祉課と連携し、必要に応じて犯罪・いじめ等の被害に遭った子どもに対するカウンセリングの実施に取り組みます。	

基本施策２　職業生活と家庭生活との両立の推進

（１）仕事と子育ての両立の推進

男女がともに子育てをしながら、社会の構成員として仕事と子育ての両立ができるよう、男女共同参画社会づくりの推進とともに、家庭での子育て生活に関する父親の意識啓発が求められています。

① 男女共同参画意識啓発事業	担当課： 企画課

まちづくり参加条例や総合計画の方針に基づき、性別にかかわらず、一人ひとりの考えや、あらゆる機会への参画の機会が保障され、個性と能力を発揮しあえる男女共同参画社会の実現に向け、審議会等委員への女性登用や町内企業へのワークライフバランス普及等の啓発活動に取り組みます。

② 父親育児体験	担当課： 保健センター

妊娠期の家庭を対象に、赤ちゃんの抱き方をはじめ、赤ちゃんのお風呂体験、妊婦体験等を行うマタニティクラスの開催に取り組みます。今後も、就労している父親も教室に参加できるよう、土曜日開催の継続実施を行います。

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 第3期計画期間中の 18 歳未満の推計人口

本町における第３期計画期間中の 18 歳未満の推計人口をみると、減少傾向が続き、令和 11 年には 795 人（令和 7 年比／300 人減）となることが推測されています。

■18 歳未満の推計人口

単位:人

年齢	推計値				
	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
0歳	25	23	20	18	17
1歳	31	25	22	20	18
2歳	28	30	25	22	20
3歳	33	25	26	21	19
4歳	43	34	26	27	22
5歳	54	44	34	26	27
小計(0～5歳)	214	181	153	134	123
6歳	43	53	43	33	25
7歳	54	42	51	42	32
8歳	61	54	42	51	42
9歳	74	60	53	41	51
10歳	57	74	60	53	41
11歳	86	58	76	62	54
小計(6～11歳)	375	341	325	282	245
12歳	65	85	58	75	61
13歳	86	66	87	59	77
14歳	81	86	66	87	59
15歳	80	78	83	64	84
16歳	91	80	78	83	64
17歳	103	90	79	78	82
小計(12～17歳)	506	485	451	446	427
合計(0～17歳)	1,095	1,007	929	862	795

資料：本町の住民基本台帳（各年3月末）データを基にした推計

2 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、東吾妻町においては、町内のニーズに柔軟に対応できるよう、教育・保育の提供区域を１区域と設定します。

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1)教育・保育の認定区分

教育・保育については、国の示す以下の区分について、それぞれの「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業等
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園（教育利用）
2号認定	3～5歳	あり	認可保育所 認定こども園（保育利用）
3号認定	0～2歳	あり	認可保育所 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業 事業所内保育事業　等

（2）教育・保育事業の量の見込みと確保方策

① 認定こども園（教育利用）における教育

満３歳から就学前までの幼児に対して教育を行う事業であり、認定こども園の教育利用を希望し、また、保護者が就労していないか育児休業期間中等であり、家庭での保育が可能である幼児が利用対象となります。（２号認定の量の見込み及び確保方策は、「②認定こども園（保育利用）・保育所における保育」に記載しています）

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定・教育	3-5歳	人	12	10	8	7	6
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計①	3-5歳	人	12	10	8	7	6
確保方策	1号認定・教育	3-5歳	人	240	240	240	240	240
	2号認定・教育	3-5歳	人	0	0	0	0	0
	合計②	3-5歳	人	240	240	240	240	240
過不足(②－①)			人	228	230	232	233	234

■提供体制・確保方策の考え方

認定こども園（教育利用）における教育については、認定こども園５園において、今後のニーズ量に対し現状の提供体制を維持することで、確保できる見通しとなっています。

② 認定こども園（保育利用）・保育所における保育

０歳から就学前までの保育が必要な乳幼児に対して保育を行う事業であり、２号認定及び３号認定が利用対象となります。

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	２号認定(3-5歳	3-5歳	人	118	93	78	67	62
	３号認定(2歳)	2歳	人	22	23	19	17	15
	３号認定(1歳)	1歳	人	26	21	18	16	15
	３号認定(0歳)	0歳	人	9	8	7	6	6
	合計①	0-5歳	人	175	145	122	106	98
確保方策	２号認定(3-5歳	3-5歳	人	330	330	330	330	330
	３号認定(2歳)	2歳	人	48	48	48	48	48
	３号認定(1歳)	1歳	人	32	32	32	32	32
	３号認定(0歳)	0歳	人	15	15	15	15	15
	合計②	0-5歳	人	425	425	425	425	425
過不足(②－①)			人	250	280	303	319	327

■提供体制・確保方策の考え方

認定こども園（保育利用）・保育所における保育については、認定こども園５園と保育所２所において、今後のニーズ量に対し現状の提供体制を維持することで、確保できる見通しとなっています。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の必要性に対応するため、通常の 11 時間保育を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-5歳	人	0	0	0	0	0
確保方策②	0-5歳	人	0	0	0	0	0
過不足(②－①)		人	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

延長保育事業については、現在のところ、開所時間を超えての利用希望がないことから「０」となっています。

② 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブの運営を支援する事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	小学1年生	人	26	33	26	20	15
	小学2年生	人	33	26	31	26	20
	小学3年生	人	38	33	26	31	26
	小学4年生	人	19	15	13	10	13
	小学5年生	人	12	16	13	11	9
	小学6年生	人	7	5	6	5	4
	合計①	人	135	128	115	103	87
確保方策②	小1-6	人	150	150	150	150	150
過不足(②－①)		人	15	22	35	47	63

■提供体制・確保方策の考え方

放課後児童クラブについては、放課後児童クラブ・５クラブにおいて、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が病気や出産、出張等のため、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う一時預かりを行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-5歳	人日/年	0	0	0	0	0
確保方策②	0-5歳	人日/年	0	0	0	0	0
過不足(②－①)		人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

子育て短期支援事業については、東吾妻町では対応施設がない状態となっていますが、関係機関との連携を強化し、必要に応じて情報提供や利用支援を実施します。

④ 地域子育て支援拠点事業

子育てを行う環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の保護者の孤立や悩み等に対応するため、「こそだてにこにこひろば」において、子育て親子の交流等の場の提供をはじめ、子育て等に関する相談や援助、子育て関連情報の提供や講習等を実施する事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-5歳	人日/月	317	268	227	199	182
確保方策②	0-5歳	人日/月	317	268	227	199	182
過不足(②－①)		人日/月	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

地域子育て支援拠点事業については、「こそだてにこにこひろば」や「こども家庭センター」（仮称）等との連携において、ニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑤ 認定こども園（教育利用）での一時預かり事業（預かり保育）

認定こども園（教育利用）の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて時間を延長して、教育活動を行う預かり保育を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	3-5歳	人日/年	141	112	93	80	74
確保方策②	3-5歳	人日/年	141	112	93	80	74
過不足(②－①)		人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

認定こども園（教育利用）での一時預かり事業（預かり保育）については、認定こども園 5 園（教育利用）において、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑥ 認定こども園（教育利用）以外の一時預かり事業

保護者の就労や疾病その他の理由等による場合や、保護者の入院等による緊急時等に一時的に保育を必要とする子どもを対象に、保育所等において一時預かりを行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-5歳	人日/年	94	80	67	59	54
確保方策②	0-5歳	人日/年	94	80	67	59	54
過不足(②－①)		人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

認定こども園（教育利用）以外の一時預かり事業については、認定こども園 5 園（保育利用）と保育所２所において、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑦ 病児・病後児保育事業

子どもが病気回復期や軽い病気の状態にあるため、認定こども園や保育所等への登園ができない場合や、保護者の就労や疾病その他の理由等により家庭で看護することができない場合に、子どもを保育する事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-5歳	人日/年	0	0	0	0	0
確保方策②	0-5歳	人日/年	0	0	0	0	0
過不足(②－①)		人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

病児・病後児保育事業については、町内での対応が難しく第３期での提供はできませんが、小児科医が近隣町村になく、不安を抱いている世帯が第２期に引き続き多いことを踏まえ、優先的な課題である医療機関・提供体制の充実について、関係課や医療機関等への働きかけや情報提供等を継続して行います。

⑧ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター／就学児)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	就学児	人日/年	0	0	0	0	0
確保方策②	就学児	人日/年	0	0	0	0	0
過不足(②－①)		人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

子育て援助活動支援事業については、町内での対応はしていませんが、国や県の動向とともに本町のニーズ状況をみつつ、対応についての検討を行います。

⑨ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育所等において、満３歳未満の未就園児（保育所に入所している場合やその他の内閣府令で定めるものを除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	０歳８か月から満1歳未満の未就園児	人時間/月	-	0	0	0	0
	1歳の未就園児	人時間/月	-	40	40	40	30
	2歳の未就園児	人時間/月	-	70	60	50	50
	合計①	人時間/月	-	110	100	90	80
確保方策	０歳８か月から満1歳未満の未就園児	人時間/月	-	0	0	0	0
	1歳の未就園児	人時間/月	-	40	40	40	30
	2歳の未就園児	人時間/月	-	70	60	50	50
	合計②	人時間/月	-	110	100	90	80
過不足(②－①)		人時間/月	-	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

乳児等通園支援事業については、認定こども園５園と保育所２所において、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。なお、「０歳８か月から満１歳未満の未就園児」については、国から示された指針では「０歳６か月から」となっていますが、本町の０歳児の入所時期にあわせて変更をさせていただきました。

⑩ 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に、母子健康手帳発行時に妊婦健診受診票を交付し、妊娠に伴っておきる疾病の早期発見につなげる事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	妊婦	人日/年	350	322	280	252	238
確保方策②	妊婦	人日/年	350	322	280	252	238
過不足(②－①)		人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

妊婦健康診査事業については、母子健康手帳発行時に受診の必要性を周知していることから、14 回の妊婦健診に対して受診率 100%を目指し、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの子どものいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	生後４か月までの子どもがいる家庭	人	25	23	20	18	17
確保方策②	同上	人	25	23	20	18	17
過不足(②－①)		人	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

乳児家庭全戸訪問事業については、子育て家庭の状況を把握しながら訪問実施率100%を目指し、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑫ 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	(1)	1	1	1	1
	特定型	か所	0	0	0	0	0
確保方策	基本型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	(1)	1	1	1	1
	特定型	か所	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

利用者支援事業については、町内に整備されている「基本型」とともに、今後予定している母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を行う「こども家庭センター」（仮称）の設置にあわせ、「こども家庭センター型」の整備を検討します。

※「こども家庭センター型」とは、子育て世代包括支援センターの一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う拠点です。また、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応することも求められています。

⑬ 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦及びその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況及び置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

		対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		妊婦	人日/年	75	69	60	54	51
確保方策	こども家庭センター又は代替拠点	妊婦	人日/年	75	69	60	54	51
	その他	妊婦	人日/年	0	0	0	0	0
	合計②	妊婦	人日/年	75	69	60	54	51
過不足(②－①)			人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

妊婦等包括相談支援事業については、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑭ 産後ケア事業【新規】

産後も安心して子育てができるように、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	出産後1年以内の産婦	人日/年	20	20	15	15	15
確保方策②	同上	人日/年	20	20	15	15	15
過不足(②－①)		人日/年	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

産後ケア事業については、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑮ 養育支援訪問事業

児童虐待や育児不安を抱えている等、養育支援が必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導、助言その他必要な支援を行い、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	養育支援が必要な家庭	人	5	5	8	8	8
確保方策②	同上	人	5	5	8	8	8
過不足(②－①)		人	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

養育支援訪問事業については、今後のニーズ量に対し提供体制を確保できる見通しとなっています。

⑯ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-17歳	人日/年	-	-	144	144	144
確保方策②	0-17歳	人日/年	-	-	144	144	144
過不足(②－①)		人日/年	-	-	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

子育て世帯訪問支援事業については、令和９年度からの事業開始を目指します。引き続きニーズ量を調査する中で、提供体制の確保に努めます。

⑰ 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	6-17歳	人	-	-	1	1	1
確保方策②	6-17歳	人	-	-	1	1	1
過不足(②－①)		人	-	-	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

児童育成支援拠点事業については、令和９年度からの事業開始を目指します。引き続きニーズ量を調査する中で、提供体制の確保に努めます。

⑱ 親子関係形成支援事業【新規】

親子間における適切な関係性の構築のため、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

	対象	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0-17歳	人	-	-	5	5	5
確保方策②	0-17歳	人	-	-	5	5	5
過不足(②－①)		人	-	-	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

親子関係形成支援事業については、令和９年度からの事業開始を目指します。引き続きニーズ量を調査する中で、提供体制の確保に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画の推進にあたっては、地域全体で子育てを支えるという意識啓発を図り、関係者をはじめ多くの住民の理解・協力を進めていくことが重要であるため、子育てに係る関係者に印刷物を配布するとともに、町のホームページ等を活用して、広く住民に知らせていきます。

2 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育てに関わる庁内関係各課との横断的な連携とともに、子育て家庭等の地域住民をはじめ、認定こども園、保育所、学校、関係機関・団体、企業等との連携強化を図り、子ども・子育て支援施策の計画的かつ効率的な推進に取り組みます。

3 計画の進行管理

本計画の実現に向けて、ＰＤＣＡサイクルに基づき、計画の進捗状況を庁内関係各課で把握するとともに、国・県の動向や本町の利用ニーズ状況等を把握し、「東吾妻町子ども・子育て会議」において、計画の点検・評価及び改善につなげます。

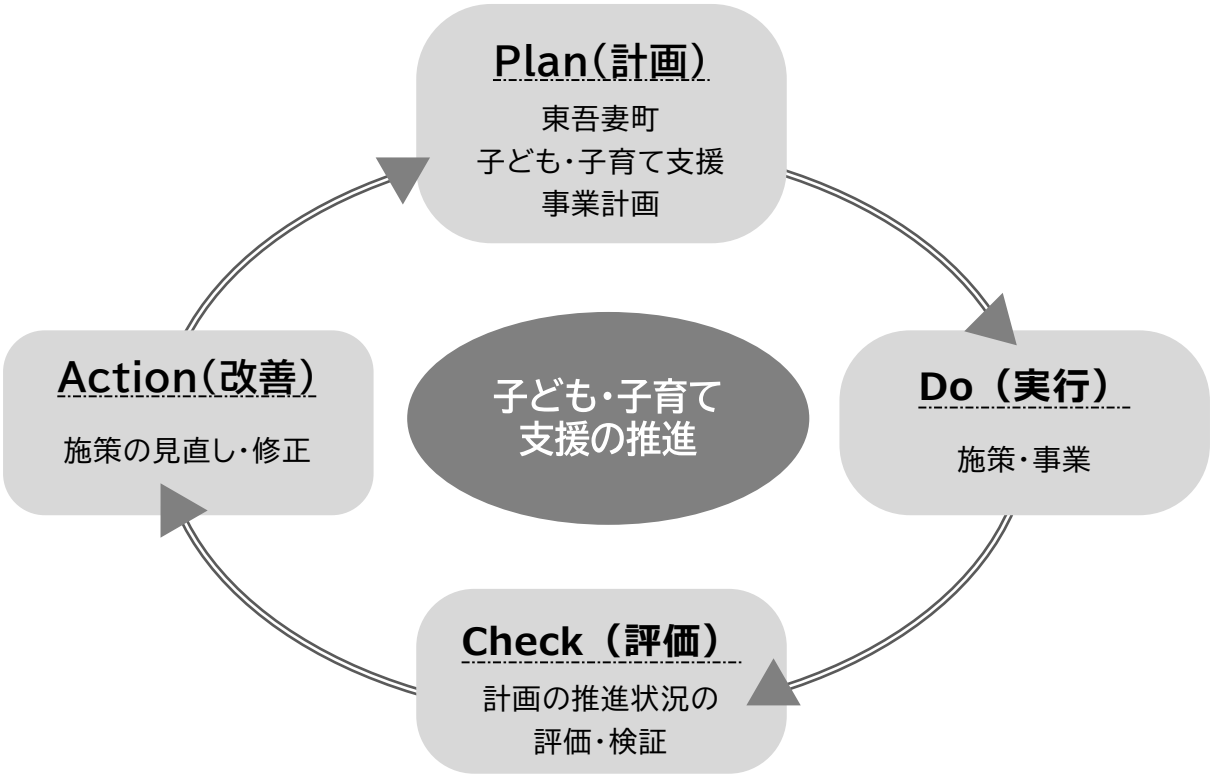

資料編

1 東吾妻町子ども･子育て会議条例

平成 25 年９月 24 日条例第 37 号

改正

平成 29 年３月 21 日条例第３号

令和５年３月 17 日条例第８号

（目的）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第１項の規定に基づき、東吾妻町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、法第 72 条第１項に掲げる事務を処理する。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）子どもの保護者

（２）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（４）その他町長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　子ども・子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

３　委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協力の要請）

第７条　委員長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　子ども・子育て会議の庶務は、東吾妻町教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

２　最初に招集される会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

（委員任期の特例）

３　この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第４条第２項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成 27 年３月 31 日までとする。

附　則（平成 29 年３月 21 日条例第３号）

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月 17 日条例第８号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

2 子ども・子育て会議委員名簿

（順不同／敬称略）

番号	選出区分	氏　名	所　属　等	備　考
1	子どもの保護者	福　泉　将　彦	あづまこども園 保護者代表	
2		荒　木　大　輔	おおたこども園 保護者代表 ※兼あづま保護者代表	
3		天　沼　諒　真	はらまちこども園 保護者代表	
4		日　野　高　徳	いわしまこども園 保護者代表	
5		大　塚　慎　也	さかうえこども園 保護者代表	
		※荒木大輔	あづま保育所 保護者代表	
6		茂　木　秀　兵	はらまち保育所 保護者代表	
7	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	金　子　千　鶴	こども園代表／ あづまこども園園長	副委員長
8		関　　幹　彦	小学校代表／ 坂上小学校校長	
9		後　藤　聡　子	保育所代表／ あづま保育所主任	
10		阿　部　奈　美	子育て支援拠点／ はらまち保育所主任	
11	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	三　枝　寿　子	民生委員・児童委員 主任児童委員	
12		角　田　寿　子	民生委員・児童委員 主任児童委員	委員長
13		高　橋　あつ子	民生委員・児童委員 主任児童委員	
14		重　野　能　之	東吾妻町議会 文教厚生委員長	
15		齋　藤　貴　史	東吾妻町議会 文教厚生副委員長	
16	その他町長が必要と認める者	茂　木　一　弘	教育長 ※第１回会議（4／23） 開催時は山野邦明	令和６年 ６月21日 ～

3 策定の経緯

年　月　日	会　議　名　等	内　容
令和６年 ４月 23 日	東吾妻町子ども・子育て会議（第１回）	○「東吾妻町子ども・子育て支援事業計画（第２期）」の経過等について ○「東吾妻町子ども・子育て支援事業計画（第３期）」策定について（策定スケジュール、ニーズ調査の実施等について）
５月 23 日～６月７日	子ども・子育てに関するニーズ調査の実施	○就学前児童の保護者対象 ○配付数 235 件、 回収件数 207 件、回収率 88.1％
11 月 11 日	東吾妻町子ども・子育て会議（第２回）	○「東吾妻町子ども・子育て支援事業計画（第３期）」の骨子案について
令和７年 １月 14 日	東吾妻町子ども・子育て会議（第３回）	○「東吾妻町子ども・子育て支援事業計画（第３期）」の素案について
１月 31 日～２月 20 日	パブリックコメントの実施	

東吾妻町子ども･子育て支援事業計画（第３期）

発行年月：令和７年３月

発行：東吾妻町　　編集：東吾妻町教育委員会事務局　学校教育課
〒377-0892　群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046 番地
TEL：0279-68-2111（代表）　FAX：0279-25-8177
URL：https://www.town.higashiagatsuma.gunma.jp/